

第二次宇部市自殺対策計画

(いのちを大切にすまちプラン)

(素案)

令和5年(2023年)12月

宇部市

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の趣旨等 | 1 |
| 1.趣旨 | 1 |
| 2.国・県の状況 | 2 |
| (1)自殺対策をめぐる国・県の動向 | 2 |
| (2)新しい自殺総合対策大綱 | 4 |
| 3.計画の位置付け | 5 |
| 第2章 本市の現状 | 7 |
| 1.人口の推移 | 7 |
| (1)年齢階級別人口の推移 | 7 |
| 2.人口動態 | 8 |
| 3.自殺者の現状 | 9 |
| (1)本市における現状 | 9 |
| (2)地域自殺実態プロフィールと地域自殺対策政策パッケージから見る自殺の現状 | 12 |
| 4.市民や関係機関からの意見等 | 15 |
| 第3章 前計画(心かよう まちプラン)の評価 | 18 |
| 1.心かよう まちプラン(いのちをまもる 宇部市自殺対策計画)の体系 | 18 |
| 2.全体目標・数値目標の評価 | 19 |
| 3.基本施策の評価 | 20 |
| 4.総括 | 21 |
| 第4章 第二次宇部市自殺対策計画の全体像 | 22 |
| 1.基本理念 | 22 |
| 2.基本方針 | 22 |
| 3.施策 | 22 |
| ①若者に対する自殺対策の推進 | 22 |
| ②女性に対する自殺対策の推進 | 22 |
| ③寄り添い支える人に対する支援の充実 | 22 |
| ④生活困窮者への支援の充実 | 22 |
| ⑤働く世代への自殺対策の推進 | 23 |
| ⑥高齢者の孤立防止、社会参加促進への支援 | 23 |
| 4.計画の期間 | 23 |
| 5.計画の数値目標 | 23 |
| 6.計画の全体像 | 24 |
| 第5章 自殺対策の具体的取組 | 25 |
| 1.地域におけるネットワークの強化 | 25 |
| 2.自殺対策を支える人材の育成 | 26 |
| 3.住民への周知・啓発 | 29 |
| 4.生きがいを充実し自己肯定感を高めるための支援 | 31 |
| 5.こどもの生きる力の育成 | 39 |

| | |
|--------------------------|----|
| 第6章 自殺対策計画の推進 | 40 |
| 1. 数値目標の設定 | 40 |
| 2. 計画の進行管理 | 41 |
| (1) 自殺対策の推進体制 | 41 |
| (2) PDCAマネジメントの仕組み | 41 |

第1章 計画の趣旨等

1. 趣旨

本市は、平成31年(2019年)2月に、5年間の自殺対策の方向性を示す「心かよう まちプラン(いのちをまもる宇部市自殺対策計画)」を策定し、自殺者数の減少及び市民の心の健康の実現を目指して様々な取組を行ってきました。

本市の自殺者数は、一時的な上昇はありながらも減少傾向にありますが、毎年、数十名の方々が私たちの近くで自らの命を絶っています。近年では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺者の状況に変化が生じてきています。また、自殺未遂者は自殺既遂者の10倍を超えと言われており、自殺という問題が地域社会に及ぼす影響は極めて大きいものとなっています。

自殺対策とは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現することです。自殺は、地域の理解・協力、そして対策により防ぐことができるものであり、地域が一体となってその防止に取り組むべきことと言えます。

「第二次宇部市自殺対策計画」は、「みんなで気づき 絆でつながり いのちを大切にすまち」の実現を目指すため、市民の一人ひとりが「いのちをまもる」ための自殺対策の主役となり、地域や関係機関とのつながりを持ち、社会全体で自殺リスクを低下させるよう、前計画同様に、地域レベルの実践的な取組を中心とした計画とします。

2. 国・県の状況

(1) 自殺対策をめぐる国・県の動向

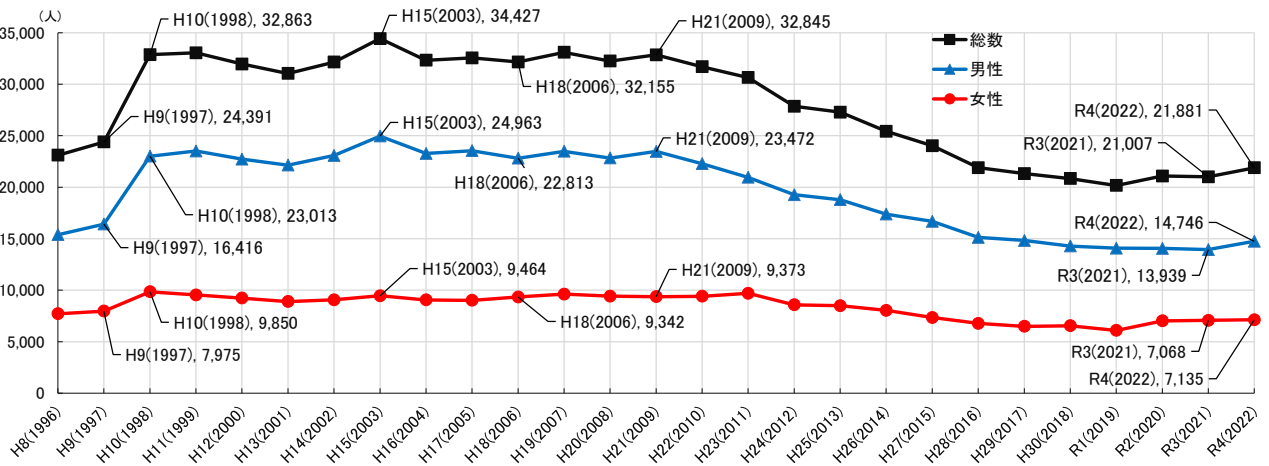
我が国の自殺者は、平成10年前後に急増し、年間約3万人台で推移していました。

平成21年(2009年)以降、令和元年(2019年)まで10年連続で減少していましたが、令和2年(2020年)以降増加に転じています。

男女別にみると、男性は令和3年(2021年)まで12年連続で減少していましたが、令和4年(2022年)には増加に転じており、女性の約2倍となっています。一方、女性はコロナ禍の令和2年(2020年)以降3年連続の増加となっています。

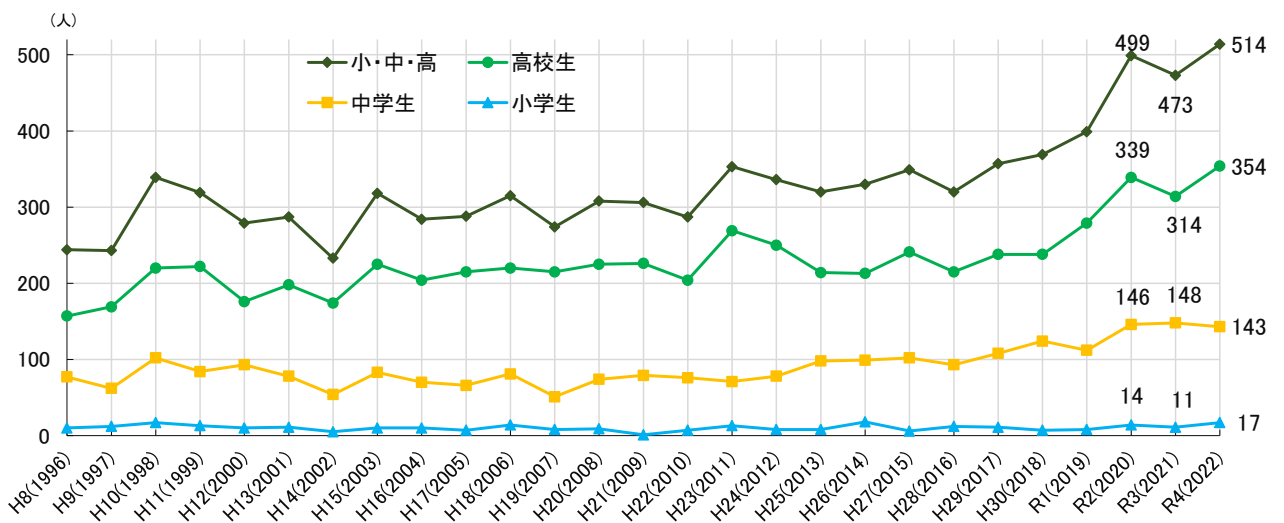
また、小中高生の自殺者数は、自殺者総数が減少傾向にある中でも増加傾向となっており、令和4年(2022年)には過去最多となっています。

【自殺者総数・男女別の推移】



資料：令和4年中における自殺の状況(警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成)

【小中高生自殺者数の推移】



資料：自殺対策白書(警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成)他

このような中、国は「自殺対策基本法」に基づき、令和4年(2022年)10月に、新たな自殺対策大綱(以下、「大綱」という。)を示し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、対策を進めています。

【自殺対策をめぐる国・県の動向】

| 年月 | 国・県の動向 | 内容 |
|-----------------|---|---|
| 平成18年(2006年)10月 | 「自殺対策基本法」施行 | 対策の枠組ができる |
| 平成19年(2007年)6月 | 「自殺総合対策大綱」閣議決定 | 都道府県の財政的枠組ができる |
| 平成20年(2008年)10月 | 「自殺総合対策大綱」一部改正 | 「自殺対策加速化プラン」策定 |
| 平成21年度(2009年度) | 補正予算：地域自殺対策緊急強化基金(100億円) | 地域における自殺対策力を強化 |
| 平成22年(2010年)2月 | 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」策定 | |
| 平成24年(2012年)8月 | 「自殺総合対策大綱」見直し | |
| 平成24年～26年 | 基金の効果評価(内閣府) | |
| 平成27年(2015年)6月 | 参議院厚生労働委員会にて全会一致で採択「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」 | |
| 平成28年(2016年)4月 | 自殺対策基本法改正 | 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進することを目的として改正。 「地域自殺対策計画」策定の義務化と地域特性に基づく自殺対策の推進を明記。 |
| 平成29年(2017年)7月 | 「自殺総合対策大綱」見直し | 効果評価とPDCAサイクル |
| 平成30年(2018年)10月 | 「山口県自殺総合対策計画(第3次)」策定 | 「県民の健康づくりを支援する環境づくり」の中に位置付けられている。市町や関係機関等と連携して取り組むことを明記。 |
| 令和4年(2022年)10月 | 新たな「自殺総合対策大綱」(閣議決定) | |

(2) 新しい自殺総合対策大綱

新しい大綱は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとしています。

阻害要因： 過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
 促進要因： 自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

【新しい大綱の概要】

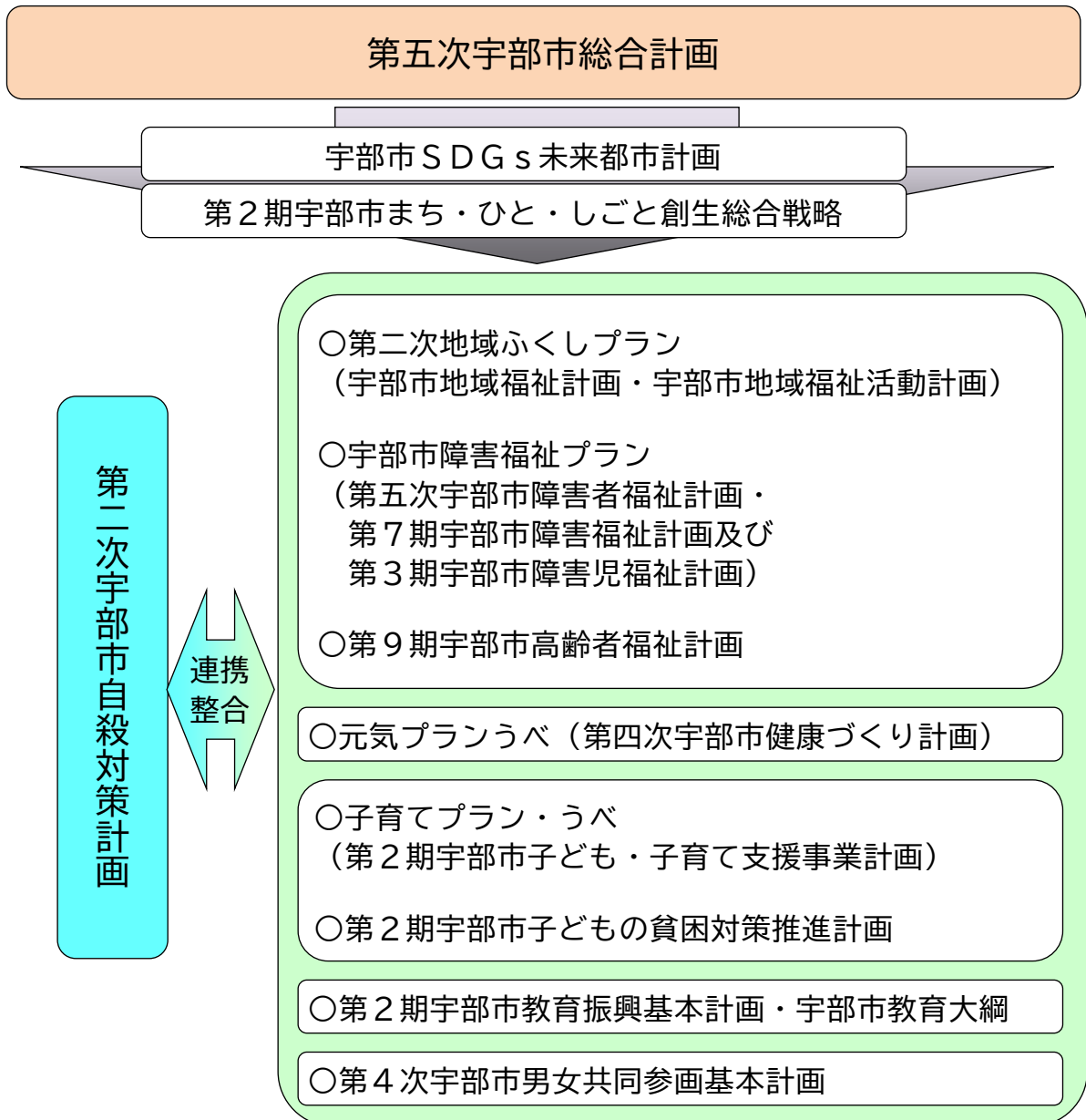
※**新**は旧大綱からの主な変更箇所

| | |
|------|--|
| 基本理念 | 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す |
| 基本認識 | 自殺はその多くが追い込まれた末の死である |
| | 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている |
| | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進 新 |
| | 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する |
| 基本方針 | ①生きることの包括的な支援として推進する |
| | ②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む |
| | ③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる |
| | ④実践と啓発を両輪として推進する |
| | ⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する |
| | ⑥自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する 新 |
| 重点施策 | ①地域レベルの実践的な取組への支援を強化する |
| | ②国民一人ひとりの気づきと見守りを促す |
| | ③自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する |
| | ④自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る |
| | ⑤心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する |
| | ⑥適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする |
| | ⑦社会全体の自殺リスクを低下させる |
| | ⑧自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ |
| | ⑨遺された人への支援を充実する |
| | ⑩民間団体との連携を強化する |
| | ⑪子ども・若者の自殺対策を更に推進する |
| | ⑫勤務問題による自殺対策を更に推進する |
| | ⑬女性の自殺対策を更に推進する 新 |
| 数値目標 | 自殺死亡率：平成 27 年(2015 年)：18.5⇒令和 8 年(2026 年)：13.0 以下 * 旧大綱の数値目標を継続 |

3.計画の位置付け

本計画は、「第五次宇部市総合計画」を上位計画とし、「元気プランうべ」や「地域ふくしプラン」等、自殺対策に関連する各分野の計画との連携・整合を図ります。

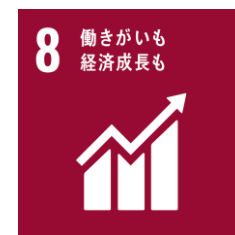
■宇部市自殺対策計画と関連計画との関係■



SDGs との関連性

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられており、17のゴールから構成されています。

本計画において、特に関連のある目標は、「1. 貧困をなくそう」「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「8. 働きがいも経済成長も」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」「17. パートナーシップで目標を達成しよう」です。



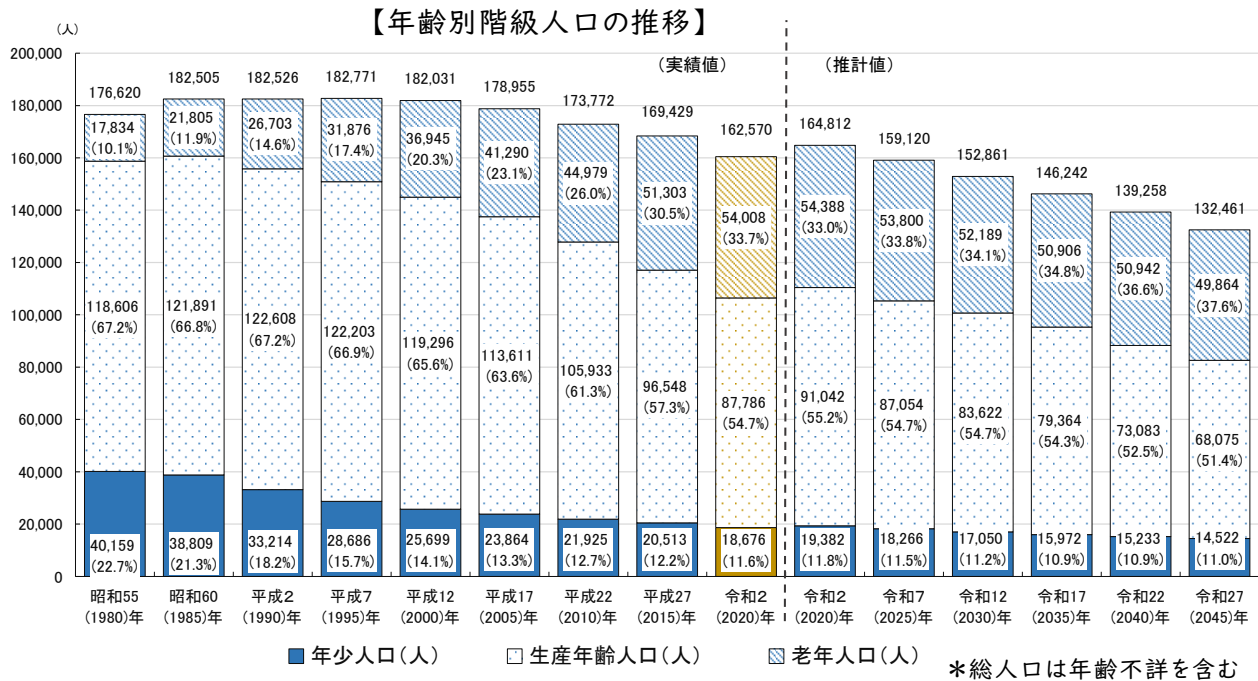
第2章 本市の現状

1.人口の推移

(1) 年齢階級別人口の推移

本市の人口は、国勢調査によると昭和55年(1980年)前後の176,620人から、平成7年(1995年)頃までは増加を続けていましたが、その後、令和2年(2020年)の162,570人まで減少を続けています。また、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、令和27年(2045年)には132,461人まで減少すると見込まれており、その推計よりも令和2年(2020年)の実績は、2,242人少なくなっています。

また、老年人口(65歳以上)は、平成7年(1995年)に年少人口(0~14歳)を上回り、令和2年(2020年)の実績では、高齢化率が33.7%と全人口の1/3が高齢者となっています。



| 推計値 | 令和2(2020)年 | 令和7(2025)年 | 令和12(2030)年 | 令和17(2035)年 | 令和22(2040)年 | 令和27(2045)年 |
|----------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 年少人口(0~14歳) | 19,382 | 18,266 | 17,050 | 15,972 | 15,233 | 14,522 |
| 生産年齢人口(15~64歳) | 91,042 | 87,054 | 83,622 | 79,364 | 73,083 | 68,075 |
| 老年人口(65歳以上) | 54,388 | 53,800 | 52,189 | 50,906 | 50,942 | 49,864 |
| 総人口 | 164,812 | 159,120 | 152,861 | 146,242 | 139,258 | 132,461 |

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

2.人口動態

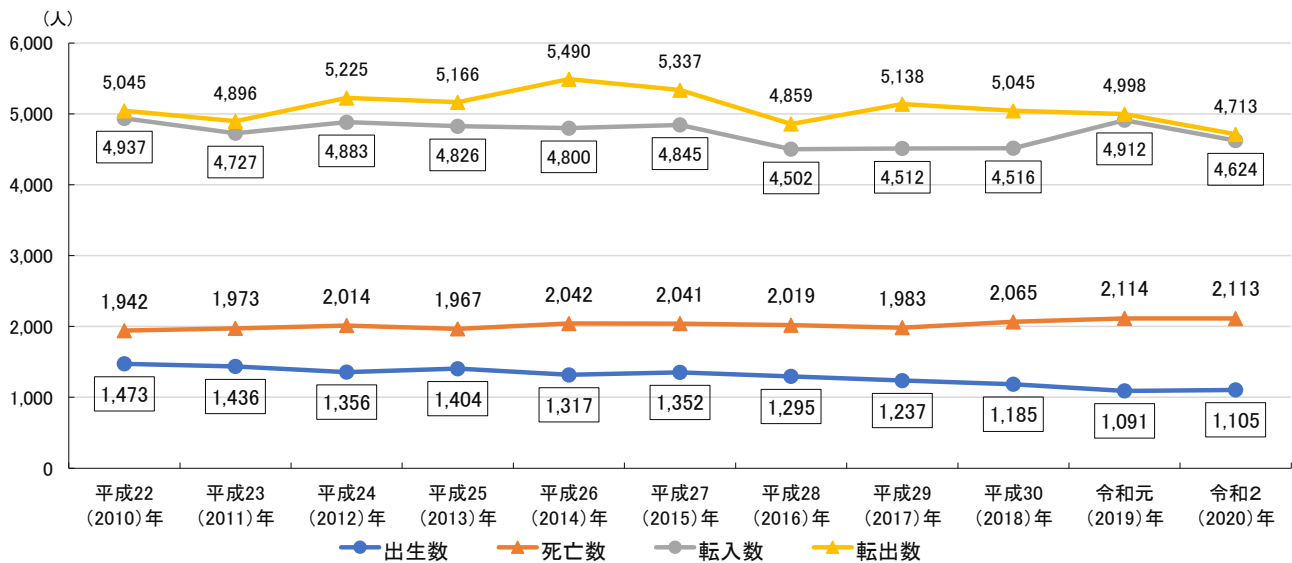
本市の出生数は、減少傾向にあり、令和2年（2020年）には1,105人となっています。

一方、死亡数は、平成22年（2010年）以降、おおむね2,000人前後で推移していましたが、平成30年（2018年）以降は、2,100人前後で推移しています。

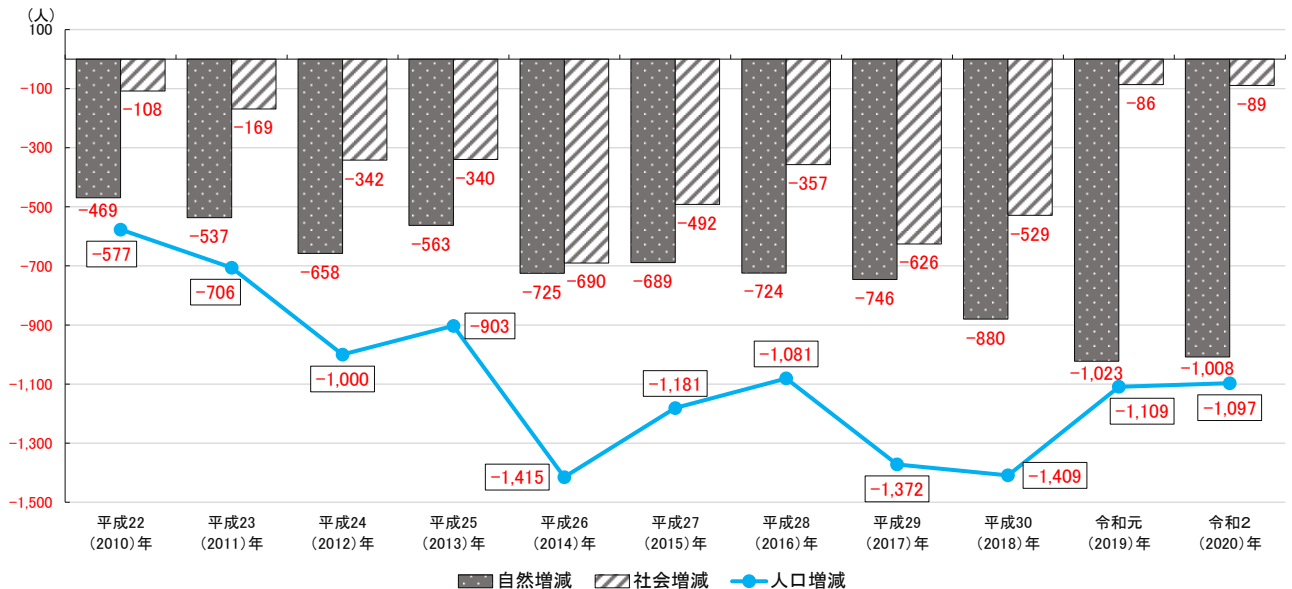
令和2年（2020年）において、出生数から死亡数を差し引いた自然動態は、およそ1,000人の自然減となっています。

また、転入人口から転出人口を差し引いた社会動態は令和元年（2019年）・令和2年（2020年）は100人程度の社会減となっています。

【出生数、死亡数、転入数、転出数の推移】



【人口動態の推移】



資料：地域経済分析システム（RESAS）総務省「住民基本台帳人口移動報告」

3.自殺者の現状

(1) 本市における現状

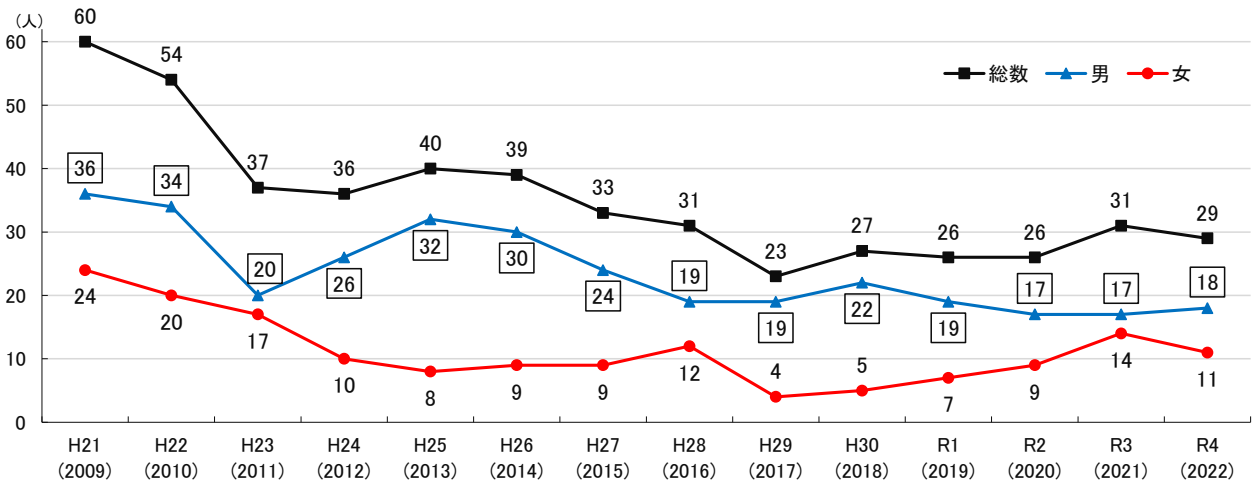
本市の自殺者数は、平成 21 年(2009 年)の 60 人から平成 29 年(2017 年)の 23 人まで一時的な上昇はありながら減少傾向で推移していましたが、平成 30 年(2018 年)以降増加傾向に転じています。

性別でみると、男性は平成 24 年(2012 年)と平成 25 年(2013 年)に 2 年連続して増加、総数を押し上げましたが、以降は減少傾向で推移しています。

一方で女性は、平成 29 年(2017 年)まで減少傾向にありましたが、以降増加に転じています。

全国的には、男性が女性の約2倍となっていますが、本市は女性の割合がやや高い傾向にあります。

【自殺者数の推移】

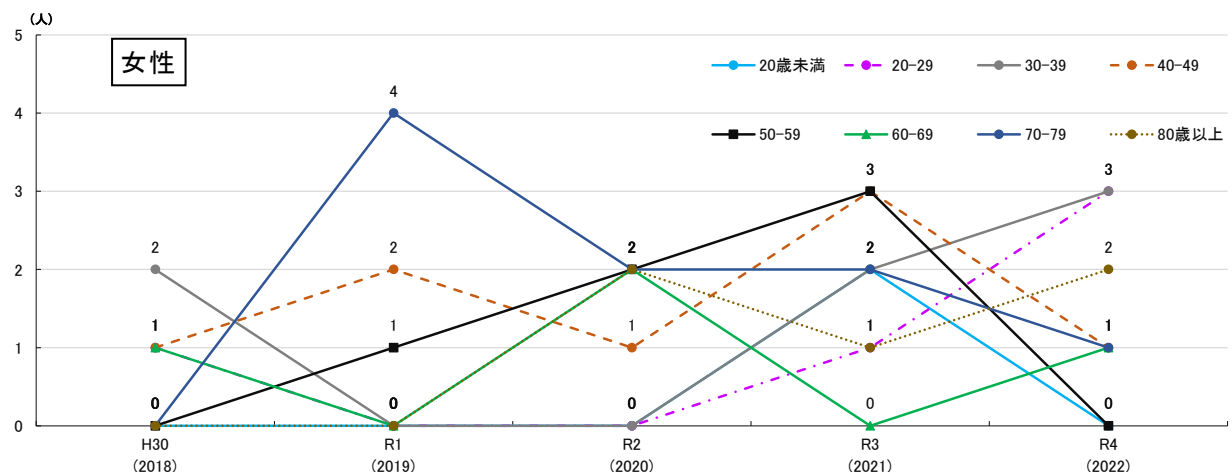
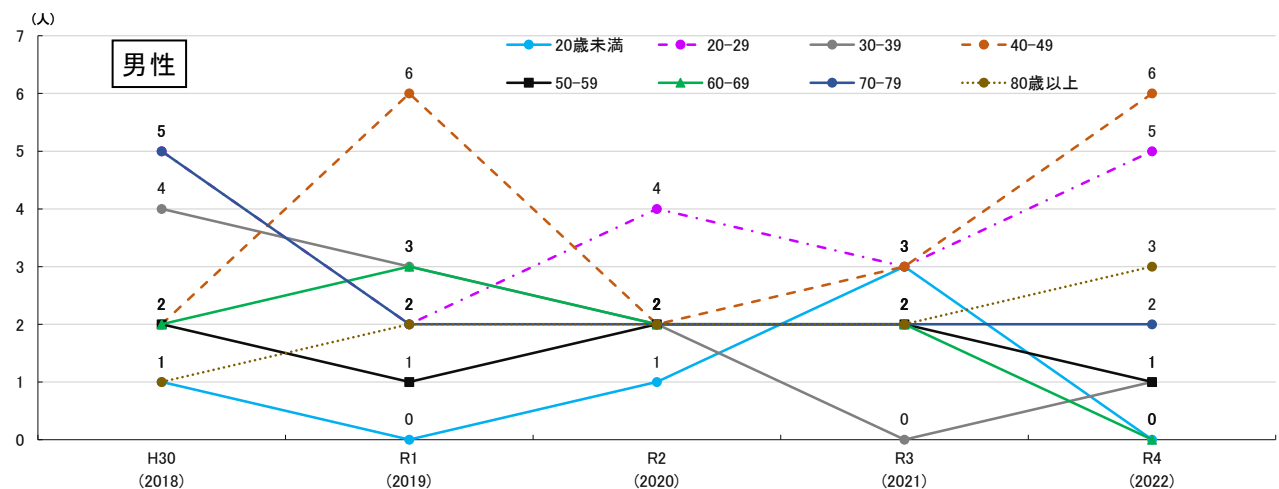
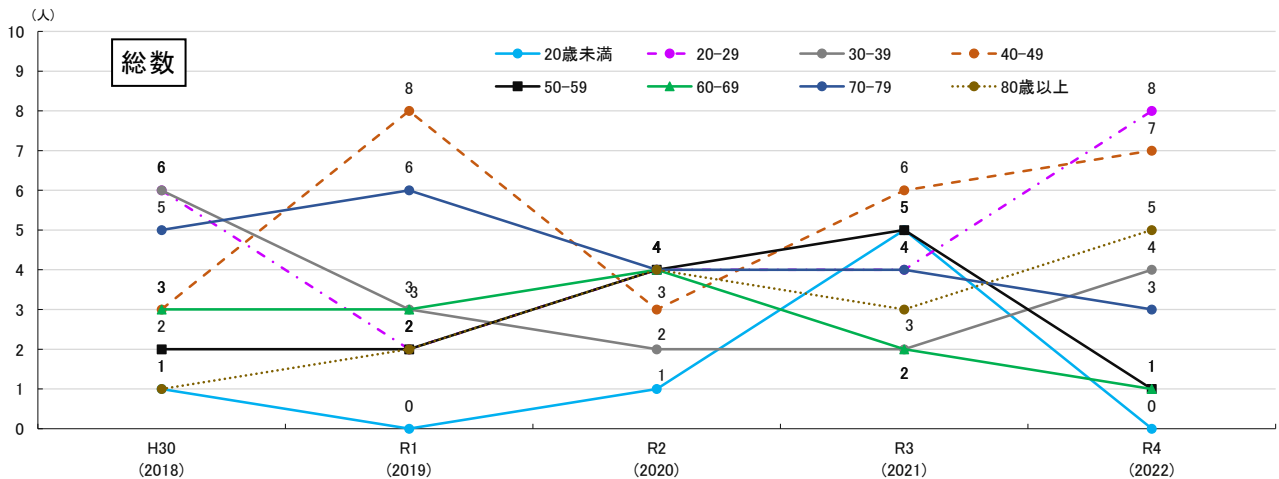


厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

また、過去5年間の年齢別自殺者数の推移をみると、特に20歳代と40歳代が増加傾向にあり、30歳代と80歳以上は増減を繰り返していますが、令和4年(2022年)は前年度と比べ増加しています。20歳未満は、令和3年(2021年)に4人と一時的な上昇がありましたましたが、令和4年(2022年)には0人となっています。

性別でみると、令和になって以降、男性は40歳代と20歳代、女性は30歳代と20歳代が増加傾向にあります。

【年齢(10歳階級)別自殺者数の推移】

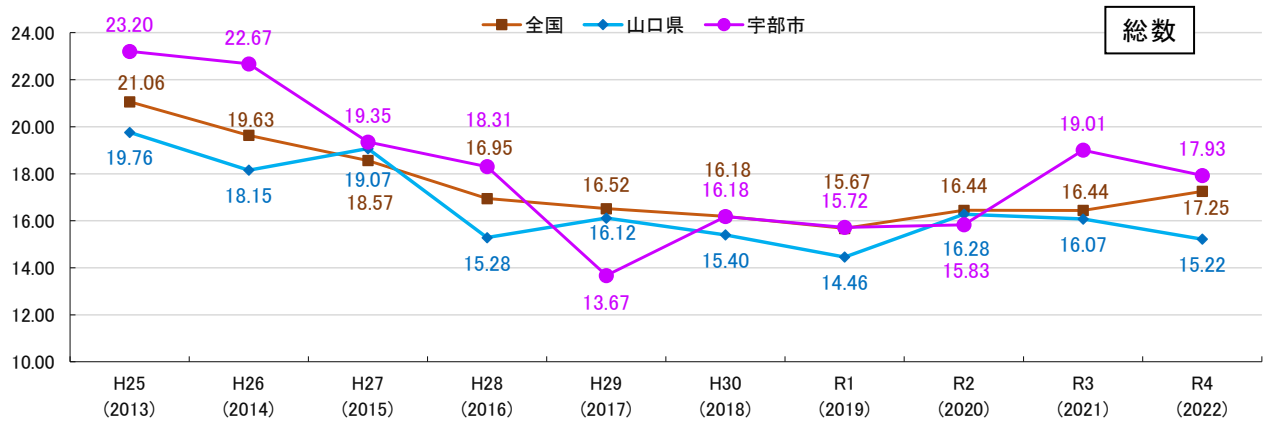


厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

自殺死亡率は、全国的に減少傾向にあり、山口県は全国とほぼ同様に推移しています。
宇部市は、平成 30 年(2018 年)以降増加傾向にあり、全国・県より高くなっています。

(人口 10 万人対)

【自殺死亡率の推移】

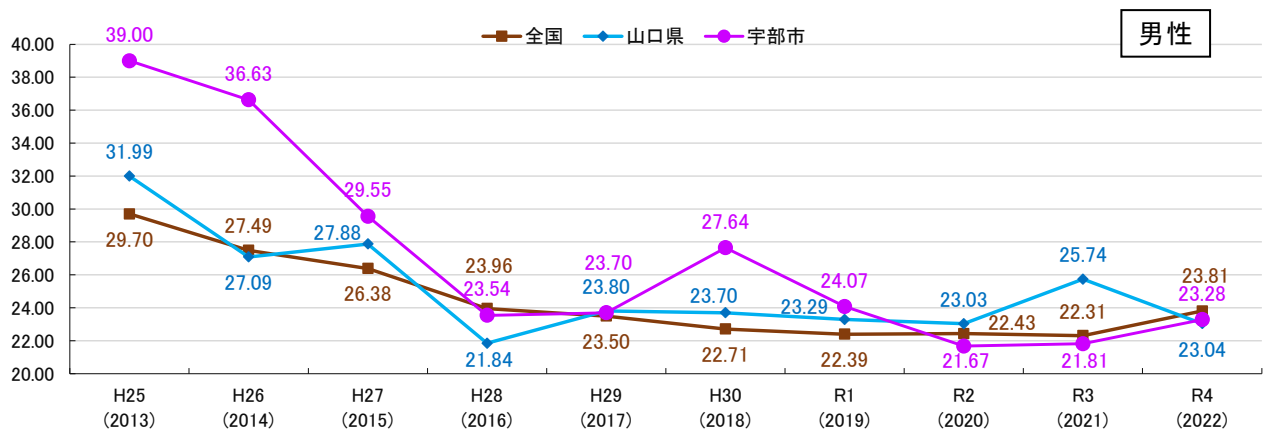


厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

自殺死亡率を性別で見ると、男性は減少傾向となっていますが、女性は、平成 29 年(2017 年)以降大幅に増加しています。

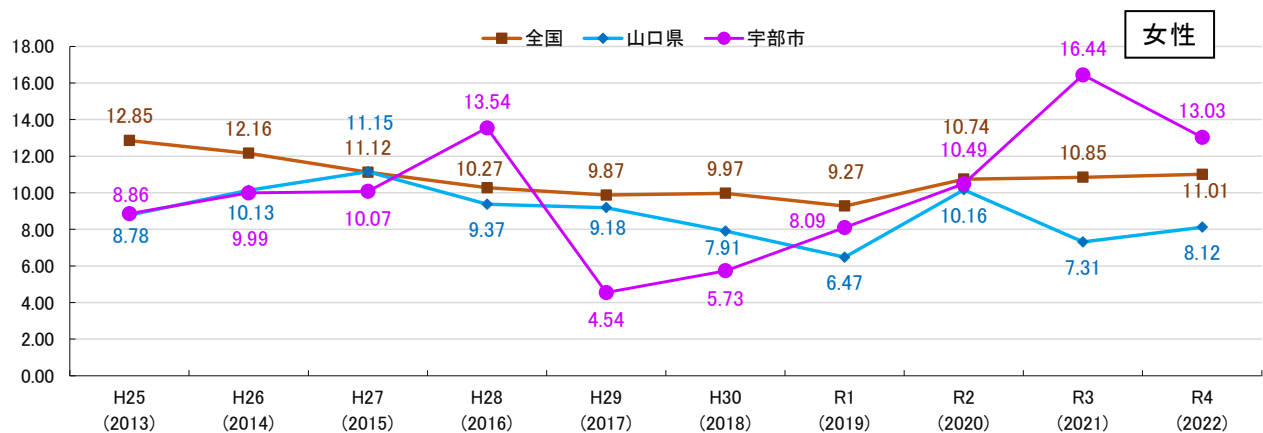
(人口 10 万人対)

【自殺死亡率の推移(男性)】



(人口 10 万人対)

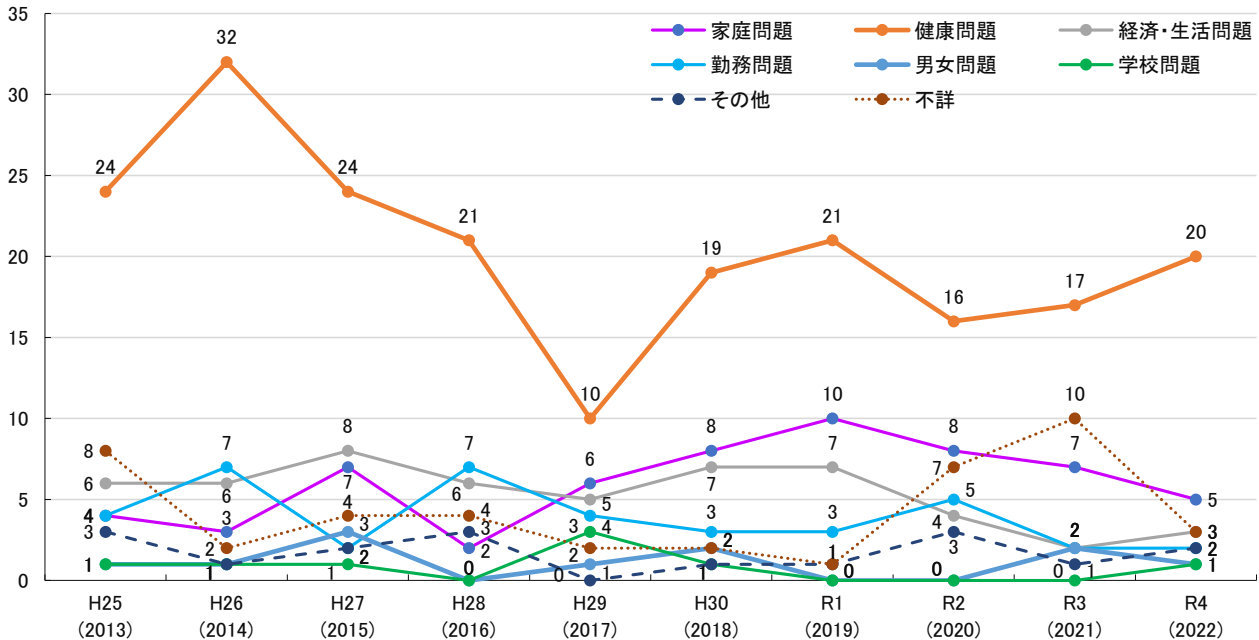
【自殺死亡率の推移(女性)】



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。原因・動機別の自殺の状況については、令和3年度(2021年度)までは原因・動機を最大3つ、令和4年度(2022年度)からは、最大4つまで計上できることとされており、自殺の根本的な原因を特定するのは困難ですが、健康問題が最も多くなっています。

【自殺死亡原因の推移】



厚生労働省人口動態統計に基づく自殺者数(住居地・自殺日)

(2) 地域自殺実態プロフィールと地域自殺対策政策パッケージから見る自殺の現状

地域自殺実態プロフィールとは、厚生労働省が所管する専門機関である自殺総合対策推進センターが、5年間の警察庁自殺統計データ等を分析した自治体の自殺実態データのことです。

地域自殺対策政策パッケージとは、自治体における地域自殺対策計画を策定する際に、盛り込むことが推奨される施策群(「基本パッケージ」と「重点パッケージ」から構成される)を示すもので、地域自殺実態プロフィールと組み合わせて、地域の実情に合った地域自殺対策計画を策定するために、自殺総合対策推進センターから提供されるものです。

【基本パッケージ】

ナショナル・ミニマム(国が国民に最低限保障すべき行政水準)として全国的に実施されることが望ましい施策群

- 「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、
- 「住民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、
- 「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」

【重点パッケージ】

平成29年(2017年)に閣議決定された自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となり得る施策について、詳しく提示したものを本市において推奨される重点パッケージ:「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」

※下記「地域の主な自殺者の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に選定

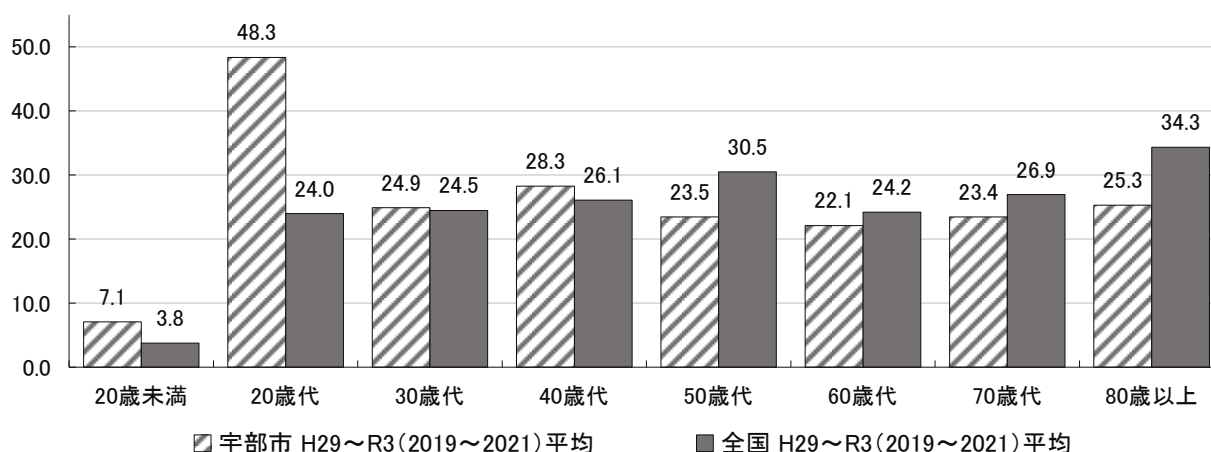
地域の主な自殺者の特徴(2017~2021年合計)

<特別集計(自殺日・住居地)>

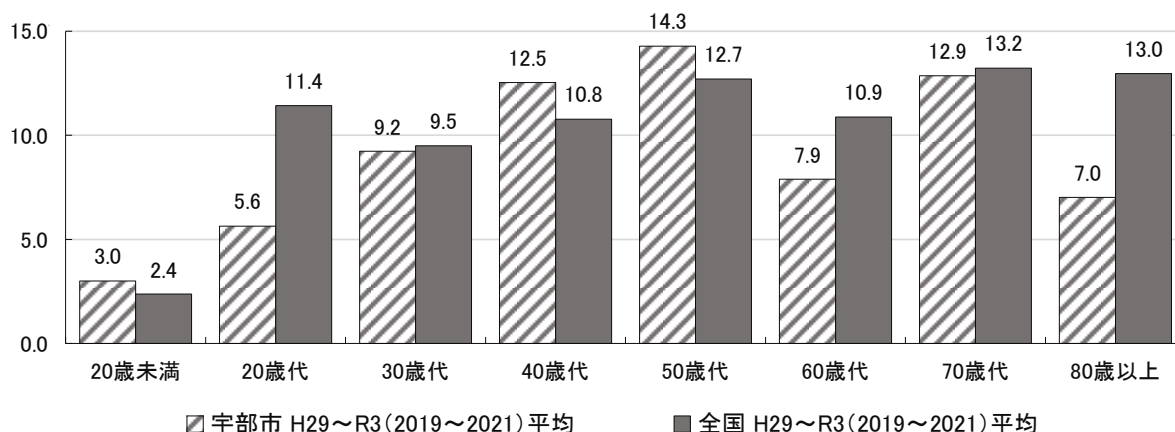
| 自殺者の特性上位5区分 | 自殺者数 (5年計) | 割合 | 自殺死亡率* (10万人対) | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|------------------|---------------|-------|-------------------|--|
| 1位:男性 60歳以上無職同居 | 18 | 13.5% | 28.2 | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺 |
| 2位:男性 40~59歳有職同居 | 16 | 12.0% | 20.7 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 3位:女性 60歳以上無職同居 | 13 | 9.8% | 12.7 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 4位:男性 20~39歳有職独居 | 10 | 7.5% | 58.4 | ①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 |
| 5位:男性 20~39歳有職同居 | 10 | 7.5% | 22.1 | 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |

性・年代別の自殺死亡率(5年間の平均)をみると、男性では特に20代が全国平均より高くなっています。

男性【年代別自殺死亡率(人口10万人対)】



女性【年代別自殺死亡率(人口10万人対)】



現状の総括

【現状】

- ・自殺者数は、平成 21 年(2009 年)以降、減少傾向で推移していましたが、平成 30 年(2018 年)以降増加傾向に転じています。
- ・男性は平成 24 年(2012 年)と平成 25 年(2013 年)に 2 年連続して増加、総数を押し上げましたが、以降は減少傾向で推移しています。
- ・女性は、平成 29 年(2017 年)まで減少傾向にありましたが、以降増加に転じています。
- ・全国的には、男性が女性の約 2 倍となっていますが、本市は女性の割合がやや高い傾向にあります。
- ・年齢別自殺者数では、令和になってからは、特に 20 歳代と 40 歳代が増加傾向となっています。
- ・年代別の自殺死亡率(5 年間の平均)では、特に 20 代男性が全国平均より高くなっています。
- ・自殺の原因・動機は、健康問題が最も多くなっています。

4. 市民や関係機関からの意見等

(1) 宇部市自殺対策計画策定ワーキンググループ会議

計画の策定について協議するとともに、関係機関相互の情報の共有・連携・協力体制をつくるために、庁内関係部署、庁外関係機関により構成された各グループで必要な協議を行いました。

| 会議 | 日時・参加人数等 | 協議内容 |
|----------------------------|-----------------------------------|--|
| 令和5年度 (2023年度) 第1回会議 | 7月13日 庁外関係機関 21人参加(事務局を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画策定の体制、スケジュールについて ・次期自殺対策計画策定の方向性の整理について ・自殺対策の現状と関係機関の取組状況等について |
| | 7月27日 庁内関係部署 | |
| 第2回会議 | 8月24日 庁外関係機関 16人参加(事務局を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・活動指針、数値目標、評価指標の検討 ・取組内容の検討 |
| | 8月24日 庁内関係部署 | |
| 第3回会議 | 9月28日 庁内関係部署 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案の確認 ・取組内容の検討 |
| | 10月17日 庁外関係機関 16人参加(事務局を含む) | |

【ワーキンググループでの意見・アイデア】

○自殺をめぐる現状、課題

【経済】

- ・家族の介護負担と収入減少で疲弊してきている人が増えている印象を受ける。
- ・労働環境と働く本人のマッチングがうまくいっていない。相談はしているが、解決せず追い込まれるケースが多い。
- ・学生が経済的に家庭を支えている状況がある。若者に学業を優先し、しっかりと学んでから社会に出てほしい。

【母子保健】

- ・若い母親、母子保健、特に産後うつが喫緊の課題。自殺例は特にはないが、不調をきたす方は明らかに増えている。母子保健の充実を求める。
- ・子育ての責任をひとりで抱えこんでいる方は要注意。女性の経済的な自立、就業できる場、家庭以外の場を持つておくことは重要。

【こども】

- ・最近のこどもを見ていると、各方面に気を使い、うまく立ち回らないといけない、人を傷つけてはいけないなど、多様にアンテナを張っていて、すごく疲れていると感じる。
- ・対人関係の摩擦経験が少なく、摩擦が起きた時の解決経験も少ない。
- ・不登校はSOSの出し方の一つの方法であり、不登校を減らすことはSOSを出させないようにすることになり逆効果では。
- ・小中学校は、フォローが手厚く用意されているが、高校以降は、支援が途切れ、そのギャップが大きくなっているため、リスクも高くなっている。

【高齢者】

- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、活気を取り戻したサロンもあれば、再開できていないサロンもあり、高齢者等の閉じこもりが心配である。

○自殺対策の課題

【支援者】

- ・今、一生懸命頑張っている人の変化をいかに察知できるか。介護家族、障害児者、ひきこもり、子育て世代家族等、頑張っている人たちを地域で支えるという視点を計画に取り入れてほしい。予兆がない中で、介護や療育というキーワードから気づくこと、声掛けが大切。

【周知・啓発】

- ・メンタルヘルス相談で、個別面談も行うが、市のウェブサイトを見て、相談者はつながってくる。さがしてアクセスしてくる人へは対応できている。アクセスできない人への対応が不足。
- ・本当に困っている人は、居場所に来られない現状があるのではないか。若者を中心にシングルの人や、仕事がない方も集える場や、自己肯定感を促すイベントが増えるとよい。

【ネットワーク】

- ・ネットワークづくりが形式的なものになっていないか確認する必要がある。また、各機関の取組共有により、その情報をもとに自分の機関で何が必要なのかを考えていくことが大切では。
- ・支援者同士の連携強化による相談機能の充実は、非常に大切。別の支援機関から紹介、相談を受けることも多い。

【人材育成】

- ・人材育成に関して、漠然と広く募集しても集まらない。ターゲットを明確にすることが大切。人材のイメージを作ったうえで、働きかけることが大事。
- ・人材育成に関して、若者がキーワードであるが、具体的に、高校生、大学生、働く人など、どこをターゲットにするのかを明確にしたほうがよい。
- ・人材育成は、すそ野を広げることと、専門性を上げることの両方が必要である。まず、ゲートキーパー養成講座を継続し、すそ野を広げて気づく人を増やしていく。一方で、相談対応する支援者のスキルアップも必要。

【相談窓口】

- ・いろんな相談窓口がある中で、異なる窓口に行ったとしても、必要な窓口に繋がるのが大切。
- ・宇部市は、包括的に、なんでも相談どうぞという体制で、逆にどこへ行ったらいいかわかりにくい。

【義務教育後】

- ・高校になると義務教育を外れるので、スクールソーシャルワーカーの派遣があるところないところもあり、学校によって対応が統一されていない。



(2) 市民へのアンケート・インタビュー

本計画の策定に当たり、市民の意見を聴取するためにアンケートやインタビューを実施しました。

| 時期・対象者等 | 内容 |
|---|---|
| 令和4年(2022年)12月16日 市内の専門学校生 | 心の健康に関する実態調査アンケート |
| 令和5年(2023年)8月25日 子育てサークル会議 子育て支援拠点の運営者等 | 子育て世代、若い女性に関わる中で、心の健康に関する相談内容や、その対策等についてのインタビュー調査 |
| 9月20日 市内の中学生12人 | 心の健康づくりに関するインタビュー調査 |
| 10月23日 地区担当保健福祉専門職 | 日常業務の中で支援にあたっている周産期、子育て世代の心の健康状態、自殺対策に係るニーズ調査 |

【アンケート・インタビューでの意見・アイデア】

- ・子育ては孤独になりやすい。特に転入者は知人、友人もおらず、頼りになるのは家族だけ。SNSの普及でネット上での繋がりは増えたけれど、居場所は大切だと思う。
- ・育児のレスパイト目的で一時預かりなどを利用することに罪悪感を持つ保護者がいるため、その気持ちを配慮した募集・周知方法の工夫が必要。
- ・情報が溢れかえった中で、正しい情報を見極める力をつけなくてはいけない。
- ・居場所は充実してきたが、必要な人に情報が届いていないため、アプローチの仕方を工夫する必要がある。
- ・今、働く世代は多忙すぎて、ゆとりがない家庭も多い。また、高齢者同士の支え合いにも限界があると考えられる。このため、子どもから高齢者までが集える場づくりが求められる。
- ・妊娠・出産・育児に伴うこころの問題は要因が重複しており、個別性が高い。ステップファミリーなど、家族形態の多様化もあり、SOSがキャッチできる機関が多いことが大切と思う。
- ・SOSをキャッチした機関が確実に支援機関につなげてフォローしていくことが大切。
- ・相談を受ける中でDVや虐待に関連する場合もあり、支援が長期的になるため、関係機関と密に連携し支援することが必要。
- ・登校禁止の期間に友人に会えなくなり気分が落ち込んだ。

第3章 前計画(心かよう まちプラン)の評価

1. 心かよう まちプラン(いのちをまもる 宇部市自殺対策計画)の体系

基本施策は、5つの基本施策(大)と11の基本施策(中)で構成されています。

| 基本理念 | 基本方針 | 基本施策 | |
|-----------------------------|--|---------------------|-----------------------------|
| | | 基本施策(大) | 基本施策(中) |
| みんなで気づき 絆でつながり 心かようまち | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む ◆ 自殺対策における実践的な取組と啓発を推進する ◆ 対応のレベルと段階に応じた様々な対策を効果的に連動させる ◆ 関係機関の施策と相互に密接な連携を図り、総合的な対策を推進する ◆ 生きがいを充実し、自己肯定感を高めるための支援をする | (1) 地域におけるネットワークの強化 | ① 地域におけるネットワークの強化 |
| | | (2) 自殺対策を支える人材の育成 | ① 様々な職種を対象とする研修 |
| | | | ② 一般住民を対象とする研修 |
| | | | ③ 関係者間の連携調整を担う人材の育成 |
| | | (3) 住民への周知・啓発 | ① 心の健康に関するリーフレット・啓発物等の作成と活用 |
| ② 市民向け講習会・啓発キャンペーン等の開催 | | | |
| (4) 生きがいを充実し、自己肯定感を高めるための支援 | ① 居場所づくり | | |
| | ② 相談機能の充実 | | |
| | ③ 自殺未遂者等への支援 | | |
| | ④ 遺された人への支援 | | |
| (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施 | ① SOSの出し方に関する教育の実施 | | |

2. 全体目標・数値目標の評価

前計画は、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とし、自殺対策を推進するために、基本施策及び重点施策において、「平成27年（2015年）の自殺死亡率19.3を主要先進7か国の自殺死亡率の平均死亡率と同じ水準の12.4まで減少」を全体目標として設定していましたが、計画策定時と現状値とを比較すると、減少はみられたものの、目標達成には至りませんでした。

(1) 全体目標

| 指標名 | 策定時 | 目標値 | 現状値 |
|--|--------------|-------------|----------------|
| 平成27年（2015年）の自殺死亡率19.3を主要先進7か国の自殺死亡率の平均死亡率と同じ水準の12.4まで減少 | 19.3 | 12.4 | 17.9（マイナス1.4%） |
| | 平成27年（2015年） | 令和5年（2023年） | 令和4年（2022年） |

(2) 数値目標

| 指標名 | 策定時 | 目標値 | 現状値 | |
|-----------------------------|---------------|---------------|-----------------|----------------|
| ネットワーク研修会の参加者数（累計） | 101人 | 600人 | 578人 | |
| | 平成30年（2018年）度 | 令和5年（2023年）度 | 令和4年（2022年）度 | |
| 各地区で心の健康や地域での支えあい等に関する研修の開催 | - | 全校区実施 | 全24地区実施 | |
| | 平成30年（2018年）度 | 令和5年（2023年）度 | 令和5年度（2023年）度 | |
| 事業所でのメンタルヘルス研修実施数（累計） | - | 30回 | 16回 | |
| | 平成30年（2018年）度 | 令和5年（2023年）度 | 令和4年（2022年）度 | |
| 心の悩みに関する相談窓口を知っていると回答した人の割合 | 50% | 55% | 50.8%（プラス0.8%） | |
| | 平成28年（2016年）度 | 令和3年（2021年）度 | 令和3年（2021年）度 | |
| 福祉なんでも相談窓口の設置数（累計） | - | 15箇所 | 15箇所 | |
| | 平成29年（2017年）度 | 令和3年（2021年）度 | 令和3年（2021年）度 | |
| 心や人間関係の悩みについて相談する人がいる割合 | 77% | 82% | 74.2%（マイナス2.8%） | |
| | 平成28年（2016年）度 | 令和3年（2021年）度 | 令和3年（2021年）度 | |
| 高齢者の社会参加 | ボランティアグループ | 11.6% | プラス5% | 18.3%（プラス6.7%） |
| | | 平成28年（2016年）度 | 令和2年（2020年）度 | 令和2年（2020年）度 |
| | 収入のある仕事 | 21.6% | プラス5% | 26.7%（プラス5.1%） |
| | | 平成28年（2016年）度 | 令和2年（2020年）度 | 令和2年（2020年）度 |
| いじめの解消率 | 99.1% | 100% | 99.4%（プラス0.3%） | |
| | 平成29年（2017年）度 | 令和3年（2021年）度 | 令和3年（2021年）度 | |
| 不登校児童生徒数 | 122人 | 半減 | 238人 | |
| | 平成29年（2017年）度 | 令和3年（2021年）度 | 令和3年（2021年）度 | |

3. 基本施策の評価

<評価の基準>

各事業を下表に基づきAからEで評価し、その得点の平均点を算出しています。

※1つの取組を複数の組織で取り組むため、評価数は、取組数より多くなります。

| 評価 | 評価内容 | 評価点 |
|----|--|-----|
| A | 計画に掲げた施策を達成した。(ほぼ100%実施した) | 100 |
| B | 計画に掲げた施策をおおむね達成した。(80%程度実施した) | 80 |
| C | 現在、施策の達成に向けて動いている。(半分程度実施した) | 60 |
| D | 現在、施策の達成に向けて動き始めている。(施策に着手し、動き始めることはできた) | 40 |
| E | 現在、ほとんど手をつけていない。(施策に着手することができなかった) | 20 |

<基本施策(大)>

上記の評価の基準で、主な取組ごとに採点を行い、基本施策別に集計した結果、計画全体の評価点は89.8点となっています。

<基本施策(中)>

基本施策(中)では、『(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施』の「①SOSの出し方に関する教育の実施」が94.5点で最も高く、次いで、『(4)生きがいを充実し、自己肯定感を高めるための支援』の「②相談機能の充実」が93.9点、「③自殺未遂者等への支援」が92.5点の順となっています。

| 基本施策(大) | 基本施策(中) | 集計 | |
|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|-------|
| (1) 地域におけるネットワークの強化 | ①地域におけるネットワークの強化 | 90.5 | |
| (2) 自殺対策を支える人材の育成 | ①様々な職種を対象とする研修 | 84.4 | |
| | ②一般住民を対象とする研修 | 85.9 | |
| | ③関係者間の連携調整を担う人材の育成 | 90.0 | |
| | | 86.0 | |
| (3) 住民への周知・啓発 | ①心の健康に関するリーフレット・啓発物等の作成と活用 | 83.6 | |
| | ②市民向け講習会・啓発キャンペーン等の開催 | 88.7 | |
| | | 86.2 | |
| (4) 生きがいを充実し、自己肯定感を高めるための支援 | ①居場所づくり | 84.7 | |
| | ②相談機能の充実 | 1 全般に関する相談 | 93.3 |
| | | 2 保健・医療・福祉に関する相談:全年齢対象 | 95.0 |
| | | 3 保健・医療・福祉に関する相談:高齢者対象 | 88.6 |
| | | 4 保健・医療・福祉に関する相談:こども・若者対象 | 100.0 |
| | | 5 保健・医療・福祉に関する相談:障害児・者等対象 | 87.5 |
| | | 6 教育に関する相談 | 93.3 |
| | | 7 労働・経済に関する相談 | 96.7 |
| | | 8 法律に関する相談 | 96.0 |

| 基本施策(大) | 基本施策(中) | 集計 |
|---------------------------|-------------------|-------------|
| | 9 その他様々な相談・情報提供など | 96.0 |
| | | 93.9 |
| | ③自殺未遂者等への支援 | 92.5 |
| | ④遺された人への支援 | 83.3 |
| | | 91.8 |
| (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施 | ①SOSの出し方に関する教育の実施 | 94.5 |
| 全体の評価点 | | 89.8 |

4. 総括

(1) 主な取組

- 顔の見える研修会や連携会議の実施による支援機関のネットワークの強化やネットワークを活用した支援を実施することができた。
- 各地区での研修会や地域における支え合いの取組を通じて、地域の見守りの人材が増加し、身近な人による見守りや声かけを推進することができた。
- 福祉なんでも相談窓口やライフステージに応じた相談窓口など、相談支援体制が充実し、様々な相談を受け止めることが可能になった。
- 孤立させない環境づくり(居場所づくり)が充実するとともに、利用者数が増加した。

(2) 課題

- 相談窓口は充実したが、相談窓口を知らない人が半数を占めることや、窓口が多く分かりにくいという意見も多く、相談窓口のさらなる周知、幅広い世代への情報発信の強化が必要。
- 孤立や孤独を防ぐための居場所は増加しているが、本来の目的、機能が果たせるような居場所づくりを推進する必要がある。
- 地域での見守り、支え合いについて、地域差や支える側の人材のスキルアップ、人材不足や高齢化、個人情報保護の観点から迅速な情報共有の難しさといった問題があり、見守り、支え合いの仕組みの強化が必要。
- 課題が複雑化し、様々な困難を抱える人への重層的支援の充実が必要。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による様々な取組の停滞や居場所の中断等を踏まえた対策が必要。
- 働く世代の心の健康づくりについて、事業所により取組の差が生じているため、企業等へ向けたメンタルヘルスの取組の推進が必要。

第4章 第二次宇部市自殺対策計画の全体像

1. 基本理念

大綱の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を達成するためには、市民一人ひとりがいのちをまもるための自殺対策の主役となり、地域や関係機関とのつながりを持ち、社会全体で自殺リスクを低下させることを目指し、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会など地域に関わるすべての人や団体が一体となり、支え合い、助け合う取組を進める必要があります。

本市においても、第四次宇部市健康づくり計画にある“次世代に伝えていく「健康文化」のあるまちづくりの推進”や、第二次地域福祉計画にある“地域のみんなで支え合う 心かよう元気な福祉のまちづくり”、重層的支援体制整備事業実施計画の3つの目標である“気づきとつながりの重層化、支援の重層化、地域ネットワークの重層化”を踏まえて、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

「みんなで気づき 絆でつながり いのちを大切にすまち」

2. 基本方針

基本理念を実現するため、大綱に定める6つの基本方針に基づき、具体的な取組を推進します。

3. 施策

地域自殺実態プロフィールで示された基本パッケージ(国が推奨する施策群)を踏まえ、基本的な施策を推進します。

また、それらに本市の自殺者の実態やこれまでの取組における課題を踏まえて設定した6つの重点施策を組み合わせることで、本市の特性を考慮した効果的な取組を推進します。

【重点的な施策】

①若者に対する自殺対策の推進

義務教育を終えてからの高校、大学、専門学校等への進学や就職による環境の変化による若者のストレスに対する対策として、相談窓口の周知啓発や人材育成、就労支援の充実を推進します。

②女性に対する自殺対策の推進

妊娠、出産、子育て期にある女性への支援の充実。様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援体制の充実を推進します。

③寄り添い支える人に対する支援の充実

育児や介護、看病の疲れなど、当事者の支援にあたっている家族、専門職等の支援者の心身の疲弊が危惧されており、支援者側の立場に立った支援の充実を推進します。

④生活困窮者への支援の充実

生活困窮は自殺の背景となりうるものであることから、生活困窮者支援と自殺対策とが連携することは重要です。自殺対策について生活困窮者の自立支援も含めて一体的な取組を推進します。

⑤働く世代への自殺対策の推進

働く世代の自殺者数は増加しており、職場環境のさまざまな負荷が労働者の心の健康に重大な影響を及ぼしています。そのため、健康経営の推進等を通じて、事業所におけるメンタルヘルス対策への支援を推進します。

⑥高齢者の孤立防止、社会参加促進への支援

高齢者は他の年代に比べ、さまざまな喪失体験をする機会が多く、孤独感・社会的な孤立・絶望感など深刻なストレスを抱えやすくなっています。そのため、高齢者が家族・地域・社会から孤立することなく、生きがいを持った生活を送ることができるよう支援を推進します。

4.計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間を計画期間とします。

ただし、その間に社会情勢の著しい変化等により必要性が生じた場合は、計画の見直しを柔軟に行うものとします。

5.計画の数値目標

我が国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、国は、当面の目標を先進諸外国の水準までの改善とし、令和8年(2026年)までに自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させる(自殺死亡率を18.5から13.0以下に減少させる。)ことを目指しています。

こうした状況を踏まえ、本市では、令和6年(2024年)から令和10年(2028年)の平均自殺死亡率を平成30年(2018年)から令和4年(2022年)の平均自殺死亡率に比べて30%以上減少させることを目指します。

評価指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | 平成30年(2018年)～ 令和4年(2022年) 平均値 | 令和6年(2024年)～ 令和10年(2028年) 平均値 |
| 自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数) | 16.9 | 11.8以下 |

※自殺死亡率は単年ではバラつきがあるため、5か年の平均値を指標としています。

6.計画の全体像

| | |
|------|--|
| 基本理念 | みんなで気づき 絆でつながり いのちを大切にするまち |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ◆生きることの包括的な支援として推進 ◆関連施策との有機的な連家による総合的な対策の展開 ◆対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 ◆実践と啓発を両輪として推進 ◆関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進 ◆自殺者の名誉及び生活の平穩への配慮 |
| 計画期間 | 令和6年(2024年度)～令和10年(2028年度) |
| 全体目標 | 自殺死亡率を11.8以下とする。 |

| 施策 | | 重点施策 (本市の実態等を踏まえたもの) | | | | | |
|-------------------------|---|-------------------------|-----------------|---------------------|----------------|-----------------|-----------------------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 基本施策 (国が示す施策を踏まえたもの) | 1 地域におけるネットワークの強化 | ① 若者に対する自殺対策の推進 | ② 女性に対する自殺対策の推進 | ③ 寄り添い支える人に対する支援の充実 | ④ 生活困窮者への支援の充実 | ⑤ 働く世代への自殺対策の推進 | ⑥ 高齢者の孤立防止、社会参加促進への支援 |
| | 2 自殺対策を支える人材の育成 ・様々な職種を対象とする研修 ・一般住民を対象とする研修 ・関係者間の連携調整を担う人材の育成 | | | | | | |
| | 3 住民への周知・啓発 ・心の健康に関するリーフレット・啓発物等の作成と活用 ・市民向け講習会・啓発キャンペーン等の開催 | | | | | | |
| | 4 生きがいを充実し、自己肯定感を高めるための支援 ・居場所づくり ・相談機能の充実 ・自殺未遂者等への支援 ・遺された人への支援 | | | | | | |
| | 5 こどもの生きる力の育成 | | | | | | |

第5章 自殺対策の具体的取組

各取組事業のうち、重点施策①～⑥に該当するものは、表の「重点施策」に番号で示しています。

- ①若者に対する自殺対策の推進
- ②女性に対する自殺対策の推進
- ③寄り添い支える人に対する支援の充実
- ④生活困窮者への支援の充実
- ⑤働く世代への自殺対策の推進
- ⑥高齢者の孤立防止、社会参加促進への支援

1.地域におけるネットワークの強化

自殺はうつ病等の精神疾患だけに限らず、その背景に家庭の問題や子育ての悩み、いじめ、被虐待、失業、多重債務等、様々な社会的要因が複合的に絡みます。そのため、地域で見守り支え合う体制や、保健・医療・福祉・教育及び就労等の関係機関のネットワークの構築により、支援を充実させることができます。

また、当事者の支援にあたっている家族や支援者への支援を実施します。

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点 施策 |
|--------------------------------|---|---|-----------------------|
| 心の健康に関する関係機関とのネットワークの構築に向けた研修会 | 心の健康づくりに関する関係機関向けの研修を実施し、関係者間での情報交換や情報共有を行うことにより、円滑な連携を促し、ネットワークの構築を図ります。 | ・健康増進課 | |
| 地域支え合い会議 | 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に取り組みます。 | ・健康増進課 ・高齢者総合支援課 ・地域福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者総合相談センター ・小中学校 ・宇部市社会福祉協議会 ・地域コミュニティ ・保健医療福祉関係機関 | ① ② ③ ④ ⑥ |
| 生活困窮者等の自立支援 | 生活困窮は自殺の原因ともなりうるため、生活困窮者の自立支援と自殺対策が連動するよう、関係機関のネットワークを構築し、技術的助言・研修の実施に取り組みます。 | ・生活相談サポートセンターうべ ・地域福祉課 ・生活支援課 | ④ |
| 消費者団体や福祉関係者等との連携・協働 | 高齢者等の消費者被害に起因する自殺予防のため、消費者団体や福祉関係者等との連携・協働に取り組みます。 | 市民活動課 | ⑥ |

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|-------------------------------------|---|---|----------------------------|
| 宇部市保健・医療・福祉サービス調整推進会議、ブロック会議 | 保健・医療・福祉等関係する機関とのネットワーク構築や意識の醸成、取組推進のため、必要時、高齢者の自殺の現状等の情報を共有し、課題解決に向けた協議をすることで、関係機関との連携を強化します。 | ・高齢者総合支援課 ・高齢者総合相談センター ・保健医療福祉関係機関 | ⑥ |
| 宇部市子ども支援ネットワーク協議会 (要保護児童対策地域協議会) | 関係機関、関係団体、児童の福祉に関連する職務に従事する関係者が、要保護児童に関する情報や考え方を共有し、早期発見、迅速な対応、関係機関の連携強化を図ることで、すべての子どもが健やかに成長できるネットワークづくりに取り組みます。 | ・子ども支援課 ・宇部健康福祉センター ・保健医療福祉関係機関 ・教育機関 | ① |
| 福祉の輪づくり運動 | 住民やボランティアの協力を得て、保健・医療・福祉関係をはじめとした様々な機関・団体との連携のもとに、地域で浮かび上がっている困りごとや心配ごとを解決するための仕組みづくりを推進します。 | ・宇部市社会福祉協議会 | ③ ④ ⑥ |
| 地域自立支援協議会 | 保健・医療・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築や意識の醸成、取組推進のため、必要時、障害者の自殺の現状等の情報を共有し、課題解決に向けた協議をすることで、関係機関との連携に取り組みます。 | ・障害福祉課 ・宇部市障害者相談支援事業者 ・保健医療福祉関係機関 | |
| 【新】重層的支援体制整備事業「市内連携会議」 | 分野を超えた横断的取組を推進するため「市内連携会議」を組織し、重層的な自殺対策を講じていきます。 | ・健康増進課 ・地域福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者総合支援課 ・子ども政策課 ・子ども支援課 ・保育幼稚園課 ・市民活動課 ・人権・男女共同参画推進課 ・教育支援課 | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ |

2.自殺対策を支える人材の育成

自殺は複合的な課題を抱えた人が多いことから、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。早期の「気づき」に対応できるよう、人材育成の取組を充実させ、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係機関、一般住民に対して、スキルアップを含めた研修の機会の確保を図ります。

特に進学や就職等、生活環境や交友関係等の変化でストレス状態に陥りやすい大学生等を対象に、環境の変化等に対応できる人材を育成し、身近な人への対応や地域との交流を促進します。

(1) 様々な職種を対象とする研修

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|----------------------|--|---|----------------------------|
| 専門職向け研修会 | 自殺予防の観点を含めた心の健康づくりに向けて、総合的な対策を推進するため、相談支援に必要な研修を実施し、相談支援担当者のスキルアップを図ります。 | ・健康増進課 ・地域福祉課 ・高齢者総合支援課 ・障害福祉課 | ③ |
| 関係機関を対象としたゲートキーパー講座 | ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、保健・医療・福祉・経済・労働等で相談支援を行う関係機関を対象に養成講座を開催し、適切な対応を図ることができる人材を養成します。 | ・健康増進課 | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ |
| 職場におけるメンタルヘルス研修会 | 事業主及び労務担当者等を対象にメンタルヘルスに関する基本的な理解を深める研修会を実施し、メンタルヘルス不調を予防するとともに、不調時の早期対応を図ることにより、職域におけるメンタルヘルスケアの充実を図ります。 | ・宇部健康福祉センター ・健康増進課 | ⑤ |
| 教職員のためのメンタルヘルス研修会 | 小中学校教職員を対象に専門家等を講師とする研修会を実施し、教職員の心の健康の保持に取り組みます。 | ・学校教育課 | ⑤ |
| かかりつけ医研修 | 医師及び医療従事者等を対象に自殺のハイリスク要因の一つであるうつ病等の精神疾患について研修会を開催し、うつ病等の精神疾患の早期発見・早期対応及び関係機関による連携支援を充実します。 | ・宇部健康福祉センター | |
| 自治体職員を対象としたゲートキーパー講座 | 相談対応に当たる職員を対象に、ゲートキーパー講座を開催し、適切な対応を図ることができる人材を養成し、職員の相談対応の強化を図ります。 | ・健康増進課 | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ |

(2) 一般住民を対象とする研修

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|---------------|--|-----------------|------|
| 若者ゲートキーパー活動事業 | 生活環境や交友関係等の変化でストレス状態に陥りやすい大学生等を対象に、ストレス対処法や自殺を防ぐための方法に関する理解を深め、大学生等がゲートキーパーとなって、地域の集いの場等での多世代交流やサポート活動に取り組めるよう支援します。 | ・健康増進課 ・教育機関 | ① |

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|--------------------------|---|---|----------------------------|
| 地域活動団体向けのゲートキーパー講座 | 民生・児童委員、母子保健推進員、老人クラブ、市民活動団体等地域で活動する団体等を対象に地域住民に対する活動の中で、自殺の危険性の高い人等を発見した場合に、適切な専門機関につなぐことができるように、ゲートキーパー講座を開催し、自殺予防に関する知識の普及を図ります。 | ・健康増進課 | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ |
| 一般市民向けのゲートキーパー講座 | 一般市民を対象にしたゲートキーパー講座を開催し、適切な対応を図ることができる人材を養成します。 | ・健康増進課 | ① ② ③ ④ ⑥ |
| 一般市民向けの心の健康、自殺予防に関する研修 | 市民を対象とした心の健康づくり、自殺予防、心の病やストレス対処、睡眠障害等に関する講座、セミナーを開催します。 | ・健康増進課 ・障害福祉課 ・こども支援課 ・教育機関 ・保健医療福祉関係機関 | |
| 事業者従業員向けの心の健康、自殺予防に関する研修 | 従業員を対象にしたゲートキーパー講座の開催や心の健康づくり、心の病やストレス対処、睡眠障害等に関する講座を開催し、メンタルヘルスに関する理解を深め、自殺予防に関する知識の普及を図ります。 | ・健康増進課 | ⑤ |
| 働く人のストレスチェック | 所属する職場の職員のメンタルケアとして、ストレスチェックを行い、職員のメンタル不調の未然防止を図るとともに、職員自身のストレスへの気づきを促すことで、メンタルヘルス対策の推進に取り組みます。 | ・職員課 ・事業者 | ⑤ |
| インターネットやSNS等の適正利用に関する研修 | 人間関係や金銭トラブルなどに巻き込まれることもあるインターネットやSNS等の利用について、適正利用や情報モラルに関する教育や啓発を、学校や職場、市民を対象にして推進します。 | ・健康増進課 ・学校教育課 ・教育機関 | |

(3) 関係者間の連携調整を担う人材の育成

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|------------------------------------|--|---|------|
| 心の健康に関する関係機関とのネットワークの構築に向けた研修会（再掲） | 自殺予防及び心の健康づくりに向けて、総合的な対策を推進するため、相談支援の基本を身につけるとともに、関係者間での情報交換や情報共有を行うことにより、円滑な連携を促し、ネットワークの構築を図ります。 | ・健康増進課 | |
| 専門職向け研修会（再掲） | 自殺予防の観点を含めた心の健康づくりに向けて、総合的な対策を推進するため、相談支援に必要な研修を実施し、相談支援担当者のスキルアップを図ります。 | ・健康増進課 ・地域福祉課 ・高齢者総合支援課 ・障害福祉課 | ③ |

3.住民への周知・啓発

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

こうした心情や背景の理解を深めることも含めて、「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが必要である」という社会全体の共通認識を市民が持てるよう、様々な媒体や場を活用した心の健康づくりに対する正しい知識の普及・相談機関の周知等の積極的な普及啓発を実施します。

また、支援が必要な人に適切な情報が届くように、効果的な情報発信に努めます。

(1) 心の健康に関するリーフレット・啓発物等の作成と活用

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|-----------------------------------|--|---|----------------------------|
| 自殺予防やメンタルヘルスに関する相談窓口の周知・啓発 | 精神科・睡眠障害外来のある専門医療機関やカウンセリング機関、自殺の背景になる様々な分野（保健・医療・福祉・教育・労働・法律等）の相談機関の情報を掲載したチラシやリーフレット等を作成して、情報の周知に取り組みます。 | ・健康増進課 ・障害福祉課 ・高齢者総合支援課 ・こども支援課 ・教育支援課 ・県 ・市民活動団体 ・事業者 ・保健医療福祉関係機関 | |
| 心の健康に関する自己チェックシート等を活用したセルフチェックの推進 | ストレス、睡眠、休養、うつ状態等の心の健康について自己チェックできるシート等を活用して自身の心の健康状態を振り返る機会を作ります。 | ・こども支援課 ・学校教育課 ・県 ・市民活動団体 ・事業者 ・保健医療福祉関係機関 | |
| 心の健康づくり情報の周知啓発 | ストレス対処やコミュニケーション方法等の心の健康に関する情報や相談窓口、専門医療機関、市民活動団体の情報を、多様な情報媒体により、周知、啓発します。 | ・健康増進課 ・障害福祉課 ・高齢者総合支援課 ・こども支援課 ・学校教育課 ・地域コミュニティ ・市民活動団体 ・事業者 ・保健医療福祉関係機関 | |
| 【新】「悩みごと相談窓口」一覧の活用 | 悩みや困りごとの内容に応じて専門的な対応ができる相談窓口情報の集約・整理を行い、各世代に向けた効果的な情報発信を実施します。 | ・健康増進課 | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ |

(2) 市民向け講習会・啓発キャンペーン等の開催

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|---|--|--|------|
| 心のエネルギー充填事業 | ときわ公園などの癒し・憩いの場で開催する、彫刻・動植物・景観を楽しむウォーキングなどの運動、アートや音楽に親しむイベント・教室などを実施し、情報提供を行います。 | ・健康増進課 ・文化振興課 ・スポーツ振興課 ・ときわ公園課 | |
| 心身のリフレッシュ体験事業 | 心身のリラクゼーション(マッサージ・アロマセラピーなど)の体験等を通して、ストレス解消、リフレッシュのための支援を行います。 | ・健康増進課 ・商工振興課 ・事業者 | |
| 一般市民向けの心の健康、自殺予防に関する研修(再掲) | 市民を対象とした心の健康づくり、自殺予防、心の病やストレス対処、睡眠障害等に関する講座、セミナーを開催します。 | ・健康増進課 ・障害福祉課 ・こども支援課 ・教育機関 ・事業者 ・保健医療福祉関係機関 | |
| うつ病等の心の病、不眠やアルコール問題等に関する理解促進 | うつ病等の心の病、不眠やアルコール問題に対する早期受診を含めた正しい知識の普及に取り組みます。 | ・健康増進課 ・障害福祉課 ・事業者 ・保健医療福祉関係機関 | |
| 自殺対策強化月間(3月)・自殺予防週間(9月)・世界自殺予防デー(9月10日)での啓発キャンペーン | 自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に、公共施設、図書館、民間企業等でパネル展示や啓発ブースの設置、リーフレット等の配布等、住民に対する啓発、情報発信に取り組めます。 | ・健康増進課 ・宇部健康福祉センター ・事業者 ・保健医療福祉関係機関 | |
| 地域活動団体向けの講習会 | 民生・児童委員、老人クラブ、市民活動団体、地域コミュニティ団体等、地域で活動する団体等の活動や研修の中に、心の健康や人権、いじめ、自殺予防に関する講習等を取り入れ、自殺問題に関する理解の促進と啓発に取り組めます。 | ・健康増進課 ・地域福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者総合支援課 ・こども支援課 ・人権・男女共同参画推進課 ・教育支援課 ・地域コミュニティ ・市民活動団体 ・事業者 ・保健医療福祉関係機関 | ③ |
| SNS等を活用した健康情報等の啓発 | ウェブサイト、SNS等に自殺対策(生きることの包括的支援)関連の相談窓口を掲載する等、若者に向けた情報発信と周知啓発を図ります。 | ・健康増進課 ・教育支援課 ・教育機関 ・経済・労働等関係機関 ・事業者 ・保健医療福祉関係機関 | ① |

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|-----------------|--|--------------------------|------|
| 職場のメンタルヘルス対策の推進 | 企業等に従業員の心身の健康づくりが、安全で効率的な業務の推進に有用であること(「健康経営」の考え方)を普及・啓発し、働く世代の心の健康づくりの取組を促進します。 | ・事業所 ・商工振興課 ・健康増進課 | ⑤ |

4.生きがいを充実し自己肯定感を高めるための支援

孤立させない環境づくり及び生きがいの創出等を目的として、自身が持つ能力を発揮できる居場所づくりや、ライフステージに応じ複雑な背景を抱える人への相談支援体制の充実を推進します。

また、さまざまな悩みに対応できる相談機関を充実させ、必要に応じて各相談機関が連携し、適切な相談先につながるよう支援します。

(1)つながり感・仲間意識の創出

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|----------------------------------|--|--|------|
| 【新】一般市民向けの心の健康づくりにつながるイベントの企画・実施 | 心の健康づくり、つながり感の創出を目的にイベントを企画・実施します。 | ・健康増進課 ・高齢者総合支援課 ・保険年金課 ・地域福祉課 | ⑥ |
| 【新】自主的な活動の居場所づくり | 障害者・高齢者を含む誰もが気軽に集え、様々な交流や活動を行う、ご近所ふれあいサロン(ご近所福祉サロン、ふれあい・いきいきサロン等の集いの場)の整備や活動等の支援に取り組めます。 | ・地域福祉課 ・高齢者総合支援課 ・高齢者総合相談センター ・宇部市社会福祉協議会 | ⑥ |

(2)居場所づくり

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|------------|--|---------|------|
| こどもの居場所づくり | 地域で子どもを見守り、支援していく体制整備のため、地域団体等が実施する、子ども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりの支援に取り組めます。 | ・子ども政策課 | ① |
| 子育て支援拠点の充実 | 地域の子育て支援拠点として、未就園の乳幼児とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で交流や情報交換、育児相談ができる場を設置し、地域の子育て支援機能の充実と、子育てに対する親の不安や負担感の緩和を図ります。 | ・子ども政策課 | ② |
| こどもの学習支援 | 生活困窮世帯及び生活保護受給世帯に属する小中学生に対し、家庭学習の補完等としての学習支援を行い、学習意欲及び学力向上を図るとともに、社会的な居場所づくり等の支援を行います。 | ・子ども政策課 | |

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|--------------------|--|--|------|
| 放課後子ども教室 | 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組むことにより、地域社会の中で、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを進めます。 | ・社会教育課 | |
| 【新】ふれあい教室・校内ふれあい教室 | 不登校傾向にある児童生徒の心の元気を取り戻し、自己肯定感を高めるため、ふれあい教室・校内ふれあい教室を設置、通室する児童生徒への継続した学習支援、教育相談及び様々な体験活動等を実施し、将来の社会的自立に向けた支援を行います。 | ・教育支援課 | |
| 若者ふりースペース | 中高生を対象に、様々な理由により家庭や学校に居場所がない若者の孤立を防ぐため、第三の居場所として自由に過ごせる場所を開設し、相談員が悩みごとの相談対応を行うとともに、自習や談話等ができるスペースを提供します。 | ・こども政策課 | ① |
| 自主的な活動の居場所づくり(再掲) | 障害者・高齢者を含む誰もが気軽に集え、様々な交流や活動を行う、ご近所ふれあいサロン(ご近所福祉サロン、ふれあい・いきいきサロン等の集いの場)の整備や活動等の支援に取り組めます。 | ・地域福祉課 ・高齢者総合支援課 ・高齢者総合相談センター ・宇部市社会福祉協議会 | ⑥ |
| 老人クラブ活動 | 宇部市老人クラブ連合会が行う、高齢者の生きがいに資する活動や地域見守り・支え合い活動等を支援します。 | ・高齢者総合支援課 ・宇部市老人クラブ連合会 | ⑥ |

(3) 相談機能の充実

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|------------------------|---|-----------------------|------|
| 【新】ICTを活用したいのちをまもる相談事業 | スマートフォンやパソコンから相談内容に応じた相談場所を簡単に検索できる誰もが相談しやすい体制を整備するとともに、オンライン相談についても検討を進めます。 | ・健康増進課 ・保健医療福祉関係機関 | |
| 市民相談事業(一般相談、行政相談、法律相談) | 一般相談(家事・民事の軽易な問題について知識や情報の提供)や行政相談(国や行政への要望等への助言・説明)、専門家への相談(弁護士・司法書士による無料の法律相談等)に応じます。 | ・市民活動課 | |

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|-----------------|--|--------------------------------------|------|
| 心配ごと相談 | 日常の様々な困りごと、心配ごとなどの相談に対応します。また、相談内容により、関係機関に引き継ぎます。 | ・宇部市社会福祉協議会 | |
| いのちの情報ダイヤル絆 | 「生きることがつらい」と悩んでいる方やその家族の方の相談に応じます。 | ・山口県精神保健福祉センター | |
| 自殺予防相談 | 日本いのちの電話連盟が認める養成研修を受講して認定を受けた相談ボランティアが、自殺予防を目的とした相談に応じます。 | ・山口いのちの電話 | |
| フリーダイヤルいのちの電話 | 毎月 10 日に日本いのちの電話連盟が中心となり、各地のいのちの電話が協働して、フリーダイヤルで、自殺予防に係る相談に応じます。 | ・山口いのちの電話 | |
| 医療相談・服薬相談 | 適切な服用指導を通じて過量服薬防止に努め、処方医への疑義照会や必要に応じた患者情報の提供、患者への声かけ、適切な相談機関や医療機関への紹介などを行います。 | ・宇部市医師会、医療機関 ・宇部薬剤師会、薬局 | |
| 健康相談 | 家庭や地域で暮らし、生活を送る中での困りごとや複雑な問題を抱えている方の相談に応じ、適宜、関係機関と連携しながら、相談者の問題を解決できるように支援します。(訪問指導・来所相談・電話相談) | ・健康増進課 | |
| 心の健康電話相談 | 心の健康全般に関する相談に応じます。 | ・山口県精神保健福祉センター | |
| 心の救急電話相談 | 精神科受診等、早急な対応に関する相談に応じます。 | ・山口県立こころの医療センター | |
| 生活困窮者等の自立支援(再掲) | 生活困窮は自殺の原因ともなりうるため、生活困窮者の自立支援と自殺対策が連動するよう、関係機関のネットワークを構築し、技術的助言・研修の実施に取り組みます。 | ・生活相談サポートセンターうべ ・地域福祉課 ・生活支援課 | ④ |
| 高齢者の総合相談 | 高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるように、保健・医療・福祉の向上のための様々な相談を幅広く受け付けます。 | ・高齢者総合支援課 ・高齢者総合相談センター | |
| 【新】独居高齢者等の実態把握 | 各種福祉施策に役立てるため、65 歳以上独居や、75 歳以上 2 人暮らしの高齢者を対象として、訪問等により、状況を調査し実態把握に取り組みます。 | ・高齢者総合支援課 ・地域福祉課 ・宇部市民生児童委員協議会 | ⑥ |
| 福祉なんでも相談窓口 | 高齢者や障害者等が家庭や地域で生活する中で起こり得る、様々な困りごとや悩みごとの相談に応じます。多機関と連携しながら問題を解決できるよう支援します。 | ・福祉なんでも相談窓口 ・地域福祉課 | |

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|------------------|--|---|--------|
| 認知症の電話相談 | 認知症に関連した本人・家族・関係者の不安や悩みについて聞く、相談窓口を紹介する、話す場（つどいの場）を紹介するなど、相談者に応じた対応をしています。 | ・高齢者総合支援課 ・高齢者総合相談センター ・認知症疾患医療センター ・認知症の人と家族の会山口県支部 | ③ |
| 認知症カフェ | 認知症の方や家族・地域住民・専門職等が集い、お茶を飲みながら、認知症や介護のことなどを気軽に話せ、相談ができる場である認知症カフェの運営・支援を行います。 | ・高齢者総合支援課 ・高齢者総合相談センター | ③ ⑥ |
| 若者のための相談ダイヤル | 勉強、人間関係、いじめ、不登校など、若者やその保護者が抱える悩みについて、相談員が対応します。 | ・こども政策課 | ① |
| チャイルドライン | 子どもたちが誰かと話したいと思ったとき、困ったことや悩んでいること、嬉しかったこと等、匿名で何でも話せる電話がチャイルドラインです。こどもの様々な問題についての相談を受け、受け止めたことを社会に発信し、こどもが生きやすい、育ちやすい社会環境づくりに取り組みます。 | ・チャイルドラインやまぐち | |
| 児童相談 | 18歳未満の児童の福祉や健全育成に関する相談に応じます。 | ・山口県宇部児童相談所 | |
| 山口県ヤングケアラー専門相談窓口 | 児童相談の経験が豊富なヤングケアラーコーディネーターを配置して、ヤングケアラーに関する多岐にわたる相談を受け付け、市町や福祉サービス提供事業者等の関係機関と連携して適切な支援につなげられるよう対応します。 | ・こども家庭支援センター清光 | |
| 子どもと親のサポートセンター | 子育て、インターネットに関するトラブル、家庭教育や学校教育等、こどもの教育に関する一般的なことや、いじめ・不登校等について、こどもや保護者及び教職員からの相談を受け付けます。相談の方法は、電話相談や来所相談、学校へ直接出向いて行う要請相談等があります。また必要に応じて、専門家による相談や研修講師の派遣等も実施しており、きめ細かい相談・支援を行います。 | ・やまぐち総合教育支援センター | |
| 【新】こども家庭センター | 妊産婦、子育て世帯、子どもの相談を受け、母子保健と児童福祉の両部門が一体的にマネジメントを行い、サポートプランを作成し、関係機関と連携・協働し切れ目のない支援を実施します。 | ・こども支援課 | ② |

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|-------------------------|---|---------------------------------|------|
| 神原保育園子育て支援センター | 乳幼児及びその保護者が、相互に交流を行うことができる場を提供し、保育士による子育てについての相談受付、情報の提供など子育てに関する不安の解消に向けた様々な支援を行います。 | ・保育幼稚園課 | ② |
| こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） | 生後4か月までのこどもがいる家庭を、あかちゃん訪問員等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、こどもの健全な育成環境の確保を図ります。 | ・こども支援課 ・健康増進課 | ② |
| ひとり親家庭等の総合相談 | 母子・父子自立支援員が、子育て、生活支援、就業支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等に対する総合支援のための相談に応じます。 | ・こども政策課 | ② |
| 発達や療育に関する相談 | こどもの心身の成長やことばの発達などの悩みや不安、集団生活で困っていることなどの相談や支援を行います。 | ・児童発達支援センターうべつくし園 | |
| 障害者基幹相談支援センター | 地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進への取組を行います。 | ・障害福祉課 | |
| 障害児（者）相談の支援 | 障害児（者）及びその保護者家族、の介護者等からの相談を受け、関係機関への情報提供や必要なアドバイス等を行い、地域生活における支援を行います。 | ・障害福祉課 ・宇部市障害者相談支援事業所 | |
| 手話通訳・要約筆記に関する相談 | 聴覚障害者に対する方への情報提供や相談、支援を行います。 | ・宇部市社会福祉協議会 | |
| 発達・生活相談機能の充実 | 発達障害等の障害のある人及びその疑いのある人と、その家族等に対する発達・生活相談をはじめ、支援者育成のための関係機関との連携を行います。 | ・障害福祉課 ・宇部市発達障害等相談センター「そらいろ」 | |
| ひきこもり相談支援の充実 | ひきこもり当事者とその家族に対し、家族心理教育、訪問支援とともに居場所つくることで、ひきこもり当事者の自立を含めた支援を行います。 | ・障害福祉課 ・NPO法人ふらっとコミュニティひだまり | |

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点 施策 |
|--------------------------------|--|-------------------------------|----------|
| 高次脳機能障害に関する相談 | 脳外傷等による高次脳機能障害に関する医療や福祉サービスの利用、就学や仕事などの相談に、関係機関と連携して応じます。 | ・山口県立こころの医療センター内高次脳機能障害支援センター | |
| 若年性認知症に関する相談 | 若年性認知症(65歳未満で発症した認知症)の方やご家族等から相談を受け、情報提供や関係機関と連携した支援を行います。 | ・山口県立こころの医療センター内若年性認知症相談窓口 | |
| スクールカウンセラーの派遣 | いじめや不登校等に適切に対応するため、全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校での相談活動の充実に取り組みます。 | ・教育支援課 | |
| 大学生、大学院生、専門学校の学生への相談 | 在学中の学生を対象とした、メンタルヘルス相談を行います。 | ・大学、専門学校 | ① |
| 定例教育相談 | 児童生徒のいじめや不登校、問題行動などの悩みに対して、心理カウンセラーが相談に応じます。 | ・教育支援課 | |
| 【新】スクールソーシャルワーカーの派遣(訪問型家庭教育支援) | 全小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の抱えている様々な生活上の問題や、置かれている環境の改善に取り組みます。また、スクールソーシャルワーカーと地域の支援員によるアウトリーチ型支援に取り組みます。 | ・教育支援課 | |
| 【新】小中学校における1人1台端末を活用した相談 | 児童生徒に貸与されている1人1台端末を活用した相談体制の充実を図り、一人で悩みを抱えこまないよう相談先の周知に取り組みます。 | ・教育支援課 | |
| 障害のあるこどものための相談窓口 | 障害のあるこどもの発達、就学、進路の相談等を受け付け、相談内容に応じて、関係機関と連携を図りながら、相談者の課題の解決に取り組みます。 | ・教育支援課 | |
| 宇部特別支援教育センター | 障害があるこどもに関する相談やサポートを行います。 | ・山口県立宇部総合支援学校 | |
| 若者の就労支援 | 主に15~39歳の若者を対象に、キャリアカウンセラーや、臨床心理士による相談、また相談員による相談や、就労、職場体験等の支援や、コミュニケーションスキル獲得を目的とした支援を行い、利用者のエンパワメントを高めていきます。 | ・うべ若者サポートステーション | ① ④ |
| 求職者の心の相談 | 臨床心理士による相談、専門的な助言を行うことで、求職者の心の相談を実施しています。 | ・宇部公共職業安定所 | ④ ⑤ |

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|----------------------------|---|---|------|
| 勤労者の相談 | 産業カウンセラーや臨床心理士、医師等による相談、専門的な助言を行うことで、労働者本人、その家族や会社関係者からの心の相談に応じます。 | ・宇部地域産業保健センター ・宇部公共職業安定所 | ⑤ |
| 生活相談サポートセンターうべ | 働きたくても働けない、住む所がない等、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添い、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。 | ・生活相談サポートセンターうべ | ④ |
| 法律相談 | 弁護士が法律相談に応じて、様々なトラブルの解決に向けての助言を行います。法律相談センターでの相談、宇部市役所無料相談、電話相談などを実施します。 | ・山口県弁護士会 宇部地区会 ・市民活動課 | |
| よりそい法律相談 | 相談者の抱える様々な問題解決のために、弁護士が地域へ赴き、法律相談に応じ、問題の解決に取り組みます。 | ・地域福祉課 ・高齢者総合相談センター ・山口県弁護士会 宇部地区会 | |
| 民事法律扶助業務 | 経済的にお困りの方への弁護士・司法書士による無料法律相談(要件有、要予約)を行っています。 | ・日本司法支援センター山口地方事務所(法テラス山口) | ④ |
| 多重債務相談窓口 | 多重債務に陥ると、個人の知恵や努力だけでは解決は極めて困難になることから、信用できる機関へ相談につなげ、多重債務の解決に取り組みます。 | ・宇部市消費生活センター | ④ |
| 自殺未遂者への対応 | 現場への臨場、説得、相談受理、一時的な保護等を行います。 | ・宇部警察署 | |
| 自殺企図者・行方不明事案の対応 | 家族等からの行方不明届の受理、手配や発見時の保護等を行います。 | ・宇部警察署 | |
| 宇部市配偶者暴力相談支援センター | DVをはじめとする配偶者等からの暴力は、被害者の生命への危険や著しい心理的外傷を与えます。被害者の安全確保や、新たな生活をはじめするための相談・支援を保健・医療・福祉・司法関係機関等と連携して行います。 | ・人権・男女共同参画推進課 | ② |
| DV被害者の相談 | 配偶者からの暴力事案に関する事件化、住民票の写し等の交付等、閲覧制限の証明手続き等を行います。 | ・宇部警察署 | ② |
| 人権相談(宇部人権擁護委員協議会) | 市長の推薦を受け法務大臣が委嘱した人権擁護委員が、差別・いじめ・嫌がらせ等人権に関する問題でお困りの方の相談に応じます。 | ・山口地方法務局 宇部支局 | |
| 総合相談・権利擁護事業(高齢者・障害者への虐待対応) | 高齢者・障害者の虐待相談(通報)窓口を設置し、虐待への対応、予防に向けた支援等を実施します。 | ・地域福祉課 ・高齢者総合相談センター | |

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|-------------------------|--|-----------------------------|------|
| 犯罪被害者の相談窓口 | 被害者の抱える問題を少しでも軽減するため、被害者の立場に立った、様々な支援活動を行っています。 | ・宇部警察署 | |
| 法律に関する情報提供業務 | 解決に役立つ法制度や相談窓口を、無料で案内しています。 | ・日本司法支援センター山口地方事務所(法テラス山口) | |
| 各種手続案内 ※法律相談は、行えません。 | 裁判所で取り扱う民事訴訟・破産・配偶者暴力に関する保護命令・家事調停・成年後見・民事調停の申立てなどについて手続案内を行います。 | ・山口地方・家庭裁判所宇部支部 ・宇部簡易裁判所 | |

(4) 自殺未遂者等への支援

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|---------------------|--|---|------|
| 自殺未遂者への相談支援 | 自殺未遂者を把握した場合、県(精神保健福祉センター、宇部健康福祉センター)で実施する自殺未遂者支援対策と連携した取組や、関係機関と連携を図り、カウンセリングや適切な相談支援機関等につなぐよう取り組みます。 | ・宇部健康福祉センター ・山口県精神保健福祉センター ・健康増進課 ・地域福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者総合支援課 ・保健医療福祉関係機関 | |
| 自殺未遂者への対応(再掲) | 現場への臨場、説得、相談受理、一時的な保護等を行います。 | ・宇部警察署 | |
| 自殺企図者・行方不明事案の対応(再掲) | 家族等から行方不明届の受理、手配や発見時の保護等を行います。 | ・宇部警察署 | |

(5) 遺された人への支援

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|-----------|--|----------------|------|
| 遺された人への支援 | 遺族の方が自身の体験や想いを、安心して語り合える「わかちあいの会」等の自助グループの活動、相談会の情報等について周知を進めます。また自殺者の家族を把握した場合、県や関係機関と連携をとり、必要時、適切な相談支援機関等を紹介できるよう取り組みます。 | ・山口県精神保健福祉センター | |

5. こどもの生きる力の育成

心の健康を保つための教育や、自殺リスクを早期に把握するための取組を実施します。

また、教師だけでなくスクールカウンセラー等を含めた支援者同士の連携体制の構築や、こどもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備を充実させます。

(1) こどもの生きる力の育成

| 取組事業 | 概要 | 担当課等 | 重点施策 |
|---------------------------------|---|--------|------|
| いじめ防止対策 | いじめアンケート等を実施し、各学校でいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。 | ・教育支援課 | |
| スクールカウンセラーの派遣(再掲) | いじめや不登校等に適切に対応するため、全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校での相談活動の充実に取り組めます。 | ・教育支援課 | |
| スクールソーシャルワーカーの派遣(訪問型家庭教育支援)(再掲) | 全小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の抱えている様々な生活上の問題や、置かれている環境の改善に取り組めます。また、スクールソーシャルワーカーと地域の支援員によるアウトリーチ型支援に取り組めます。 | ・教育支援課 | |
| 心の健康の教育 | 保健体育科の授業で、心の健康について取り扱い、悩みや困りごとの解決に向けた心身の健康維持ができるよう取り組めます。 | ・学校教育課 | |
| 道徳教育の推進 | 道徳科の授業の中で、「公正・公平」「生命尊重」等の内容を実施し、いじめや自殺の未然防止に取り組めます。 | ・学校教育課 | |
| 人権教育の推進 | 様々な人権問題の正しい理解と人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にすることを推進します。 | ・人権教育課 | |
| キャリア教育の推進 | 夢や目標を持ち、一人の社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成に取り組めます。 | ・学校教育課 | |
| 障害のあるこどものための相談窓口(再掲) | 障害のあるこどもの発達、就学、進路の相談等を受け付け、相談内容により、関係機関と連携をとりながら相談者の課題の解決に取り組めます。 | ・教育支援課 | |

第6章 自殺対策計画の推進

1. 数値目標の設定

本市の自殺対策を推進するために、基本施策及び重点施策において、以下の項目を数値目標として設定します。

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 重点 |
|-----------------------------------|--------------------------|---------------------------|----|
| 今の自分が好きだと感じている人の割合 *年齢(15~39歳) | | 60%以上 令和8年(2026年度) | ① |
| 若者ゲートキーパー講座の開催回数 | 2回 令和4年度(2022年度) | 25回(累計) 令和10年度(2028年度) | ① |
| 自分は役に立たないと感じている人の割合 *女性 | | 32.1%以下 令和8年度(2026年度) | ② |
| 福祉なんでも相談窓口における福祉的課題を抱える世帯の年間課題解決率 | 41.1% 令和3年度(2021年度) | 65% 令和8年度(2026年度) | ③ |
| 生活相談サポートセンターうべ相談者のうち就労等につながった割合 | 40% 令和4年度(2022年度) | 50% 令和10年度(2028年度) | ④ |
| 企業・事業所における心の健康、自殺予防に関する研修の開催回数 | 2回 令和4年度(2022年度) | 25回(累計) 令和10年度(2028年度) | ⑤ |
| 地域の人たちとのつながりがあると感じている人の割合 | 17.1% 令和3年度(2021年度) | 22.1% 令和8年度(2026年度) | ⑥ |
| ご近所ふれあいサロン参加者数(延人数) | 94,941人 令和4年度(2022年度) | 98,000人 令和10年度(2028年度) | ⑥ |
| 心の悩みに関する相談窓口を知っていると回答した人の割合 | 50.8% 令和3年度(2021年度) | 55% 令和8年度(2026年度) | |
| 心や人間関係の悩みについて相談する人がいる割合 | 74.2% 令和3年度(2021年度) | 82% 令和8年度(2026年度) | |

2.計画の進行管理

(1)自殺対策の推進体制

①計画の啓発・普及

本計画の推進を図る上では、目指すべき自殺対策の方向性や取組について、市民をはじめ、各関係機関や団体等が共通認識を持つことが必要です。そのため、広報紙やSNS、ウェブサイト等を活用し、広く市民に周知し、本計画や具体的な自殺対策の啓発・普及を行います。

②連携体制

自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働・経済・法律をはじめ、生きがいづくりや社会参加、生活環境等幅広い分野にわたっており、行政、各関係機関・団体等が協働し、あらゆる立場から取組を進める必要があります。

そのため、相談機関同士や地域の関係団体と事例検討等を通じて顔の見える関係づくり、情報共有等を行い、連携体制を強化します。

また、国の制度改正などの動きを見ながら、本市の状況を踏まえた対応を検討し、広域的な対応が必要な場合には、県・他自治体と連携して進めていきます。

(2)PDCAマネジメントの仕組み

本計画に基づく事業の実施状況、目標の達成状況、評価等については、取組状況を取りまとめて、「健康づくり計画推進ワーキンググループ」で協議しながら、効果的な広報体制・実施手法を検討するとともに、宇部市健康づくり推進審議会に報告し、審議会委員の意見を踏まえながら、PDCAサイクルにより、事業を円滑に実施します。

